

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月16日
【事業年度】	第27期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 金丸 貴行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6736-9850（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03-6736-9850（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 新妻 正幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
営業収益 (百万円)	7,082	9,194	10,103	13,429	13,218
経常利益 (百万円)	2,360	3,730	4,389	6,650	6,161
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,189	3,217	3,334	4,547	4,244
包括利益 (百万円)	2,222	3,225	3,360	4,531	4,263
純資産額 (百万円)	9,250	11,975	14,121	17,415	19,878
総資産額 (百万円)	74,099	88,317	118,193	125,048	165,756
1株当たり純資産額 (円)	317.40	416.91	504.36	634.27	748.11
1株当たり当期純利益 (円)	75.12	111.12	117.39	164.58	159.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	163.01	157.18
自己資本比率 (%)	12.5	13.6	11.9	13.8	11.9
自己資本利益率 (%)	26.4	30.3	25.6	29.0	22.9
株価収益率 (倍)	4.6	4.4	6.3	5.5	6.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	849	1,322	5,168	6,473	795
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	146	729	329	607	974
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	73	590	1,279	2,582	1,968
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,227	5,235	8,820	12,090	8,371
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	267 (-)	283 (-)	275 (-)	278 (-)	285 (-)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第23期から第24期は潜在株式が存在しないため、第25期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第25期より有期雇用者については、従業員数から減ずるとともに臨時従業員に加えた記載に変更しておりません。

3. 平均臨時雇用者数は、従業員数の10%未満であり、重要性が低いと判断したため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
営業収益 (百万円)	668	1,685	1,888	3,317	2,233
経常利益 (百万円)	2	826	892	2,012	1,031
当期純利益 (百万円)	423	1,193	1,168	1,909	1,113
資本金 (百万円)	1,500	1,564	1,564	1,564	1,564
発行済株式総数 (株)	29,160,947	29,538,647	29,538,647	29,538,647	29,538,647
純資産額 (百万円)	3,060	3,754	3,706	4,375	3,686
総資産額 (百万円)	3,586	4,373	4,301	4,793	3,936
1株当たり純資産額 (円)	105.02	130.70	131.09	156.02	134.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	11.00 (-)	17.00 (-)	24.00 (8.00)	32.00 (12.00)	40.00 (16.00)
1株当たり当期純利益 (円)	14.54	41.22	41.13	69.11	41.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	68.44	41.41
自己資本比率 (%)	85.3	85.8	85.0	88.7	89.8
自己資本利益率 (%)	14.1	35.0	31.5	48.3	28.7
株価収益率 (倍)	23.8	11.9	18.0	13.0	24.2
配当性向 (%)	75.7	41.2	58.4	46.3	95.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	21 (-)	29 (-)	25 (4)	18 (3)	18 (5)
株主総利回り (比較指標：東証株価指数) (%)	96.1 (99.6)	138.2 (102.5)	209.7 (141.7)	259.4 (136.1)	297.6 (179.0)
最高株価 (円)	424	573	830	1,141	1,215
最低株価 (円)	283	307	445	585	681

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第23期から第24期は潜在株式が存在しないため、第25期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2026年3月期の1株当たり配当額40円00銭のうち、期末配当額24円00銭については、2026年6月24日開催予定の定時株主総会の決議事項になっています。
3. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所(JASDAQスタンダード)におけるものであります。
4. 第25期より有期雇用者については、従業員数から減ずるとともに臨時従業員に加えた記載に変更しております。
5. 第24期までの平均臨時雇用者数は、従業員数の10%未満であり、重要性が低いと判断したため記載を省略しております。

2【沿革】

- 1999年11月 一般投資家向けにインターネット等を通じた金融デリバティブ取引サービスを提供することを目的として、トレーダーズ証券株式会社（現 トレーダーズホールディングス株式会社）を東京都港区南麻布に設立
- 1999年12月 外国為替証拠金取引（FX）サービスによる外国為替取引事業を開始
- 2000年2月 日本投資者保護基金へ加入
- 2000年3月 証券業登録（登録番号：関東財務局長（証）第168号）
日本証券業協会へ加入
- 2000年4月 上場有価証券指数先物・オプション取引等の取次による証券取引事業を開始
- 2000年5月 外国為替証拠金取引のインターネット取引サービスを開始
- 2001年5月 トウキョウフォレックストレイダーズ証券株式会社へ商号変更
- 2001年6月 国内で初めて外国為替証拠金取引における顧客資産分別信託を開始
- 2001年9月 株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）の先物取引等取引参加者資格を取得し、日経225先物・オプション取引の委託の取次ぎを開始
- 2002年6月 トレーダーズ証券株式会社へ商号変更
- 2004年1月 本社所在地を東京都港区六本木へ移転
- 2005年4月 大阪証券取引所へラクレス市場（現 東京証券取引所 スタンダード市場）に上場（証券コード：8704）
- 2005年10月 金融先物取引業者登録 関東財務局長（金先）第49号
- 2005年11月 金融先物取引業協会加入
- 2006年4月 トレーダーズ証券分割準備会社を設立
- 2006年10月 会社分割により、証券取引事業及び外国為替取引事業を子会社トレーダーズ証券分割準備株式会社（現 トレーダーズ証券株式会社）へ承継
- 2006年10月 トレーダーズホールディングス株式会社へ商号変更し、持株会社体制へ移行
- 2007年9月 子会社トレーダーズ証券株式会社が金融商品取引法施行に伴い、第一種金融商品取引業者として登録（登録番号：関東財務局長（金商）第123号）
- 2008年10月 子会社トレーダーズ証券株式会社が第一種及び第二種金融商品取引業に変更登録
- 2010年7月 子会社トレーダーズ証券株式会社が、株式会社EMCOM証券の営む外国為替取引事業及び証券取引事業を承継し、『みんなのFX』を開始
- 2011年8月 本社所在地を東京都港区浜松町へ移転
- 2012年4月 子会社トレーダーズ証券株式会社が営む日経225先物取引事業及びそれに付帯する事業を会社分割（簡易吸収分割）により、日産センチュリー証券株式会社に承継
- 2013年3月 子会社トレーダーズ証券株式会社が営む株式現物・信用取引事業及びそれに付帯する事業を会社分割（簡易吸収分割）により、IS証券株式会社に承継
- 2013年12月 子会社トレーダーズ証券株式会社が金融商品取引法に基づく投資助言・代理業を登録
- 2014年1月 子会社トレーダーズ証券株式会社が一般社団法人 日本投資顧問業協会（現 一般社団法人 資産運用業協会）（投資助言・代理業）に加入
- 2015年10月 子会社トレーダーズ証券株式会社が一般社団法人 第二種金融商品取引業協会に加入
- 2015年12月 株式会社Nextop.Asiaを株式交換により完全子会社化
- 2016年1月 投資事業、金融ソリューション事業を営むトレーダーズインベストメント株式会社を設立
- 2016年4月 子会社トレーダーズフィナンシャルテクノロジー株式会社（存続会社）と株式会社Nextop.Asia（消滅会社）が合併し、商号を株式会社Nextop.Asiaに変更
- 2018年10月 子会社トレーダーズ証券が外国為替証拠金取引における新サービス『LIGHT FX』を開始
- 2020年10月 当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施
- 2022年1月 子会社トレーダーズ証券が一般社団法人日本暗号資産等取引業協会に加入
- 2022年1月 子会社トレーダーズ証券株式会社が暗号資産証拠金取引サービス『みんなのコイン』を開始
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分がスタンダード市場に変更
- 2023年4月 本社所在地を東京都渋谷区恵比寿へ移転
- 2023年4月 子会社株式会社Nextop.Asiaの商号を株式会社FleGrowthに変更
- 2024年6月 機関設計を監査等委員会設置会社に変更

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（トレーダーズホールディングス株式会社）、連結子会社5社で構成されております。また、株式会社K/パワーはその他の関係会社であります。

連結子会社は、外国為替（以下、「FX」といいます。）証拠金取引サービス『みんなのFX』、『みんなのシストレ』及び『LIGHT FX』、FXオプション取引サービス『みんなのオプション』並びに暗号資産証拠金取引サービス『みんなのコイン』を主力事業とする「トレーダーズ証券株式会社」（以下、「トレーダーズ証券」といいます。）、「金融システム開発・システムの保守・運用を行う「株式会社FleGrowth」（以下、「FleGrowth」といいます。）並びに同社の子会社である「耐科斯托普軟件（大連）有限公司」及び「Nextop Co.,Ltd」、投資事業を行う「トレーダーズFinTech1号投資事業有限責任組合」の5社となります。

当社は、純粋持株会社として、これらの事業会社の経営支配及び経営管理を行っております。

当社グループは、長年にわたりトレーダーズ証券が「金融商品取引事業」から創出するトレーディング損益等を主要な収益源として事業活動を行ってまいりましたが、安定的に利益を上げられる体制を構築し、中長期的に成長拡大を目指す取り組みの一環として2015年12月にFleGrowthを完全子会社化し当社グループ内で一貫してシステムの開発と保守が行える体制を構築しました。グループ内にシステム会社を有することによりFX取引システムの機能の改善及び安定的な稼働への迅速な対応が可能となるとともに、それまで外部ベンダーに支払ってきた多額のFXシステム利用料を削減することに成功し、収支構造の劇的な改革を成し遂げました。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

金融商品取引事業

金融商品取引事業を営むトレーダーズ証券は、第一種及び第二種金融商品取引業者、並びに投資助言・代理業者として、外国通貨を対象とした金融デリバティブ商品を提供しております。また、日本暗号資産等取引業協会の第一種会員に登録し、第一種金融商品取引業者の事業内容について、暗号資産に関する店頭デリバティブ取引業の追加の変更登録が完了し、2022年1月より暗号資産証拠金取引サービスの提供を開始しました。現在、主として取扱うサービスはFX証拠金取引（商品名：『みんなのFX』、『みんなのシストレ』及び『LIGHT FX』）、FXオプション取引（商品名：『みんなのオプション』）並びに暗号資産証拠金取引（商品名：『みんなのコイン』）であります。

当該事業の顧客は一般の投資家であり、上記FX取引についてはインターネットによるリアルタイムの為替レート配信及び受注を行い、24時間（週末ニューヨークFX市場の終了時から翌週東京FX市場の開始時までを除く）取引可能な環境を提供しております。

トレーダーズ証券において最大の収益源であるFX証拠金取引は、主に当事者間の相対取引であります。顧客との取引により生じたポジション（新規に建てた後、未決済の状態にあるFX取引の持高をいいます。以下同じ。）相当については適時、提携金融機関（以下、「カウンターパーティー」といいます。）との間でカバー取引（トレーダーズ証券が顧客取引の相手方となることによって生じた市場リスクを減殺するため、カウンターパーティーを相手方として行う反対売買を指します。以下同じ。）を行い、顧客との取引により生じる自己ポジションの為替変動リスクを回避しております。

また、トレーダーズ証券はFX証拠金取引、FXオプション取引及び暗号資産証拠金取引における顧客との取引勘定と自己資金による運用勘定を区分して管理し、分別保管対象となる顧客資産は、提携先信託銀行等と信託契約を締結し信託口座において全額保全しております。

トレーダーズ証券は、証券取引に関する事業に関しては、債券募集等の業務のみを行っております。

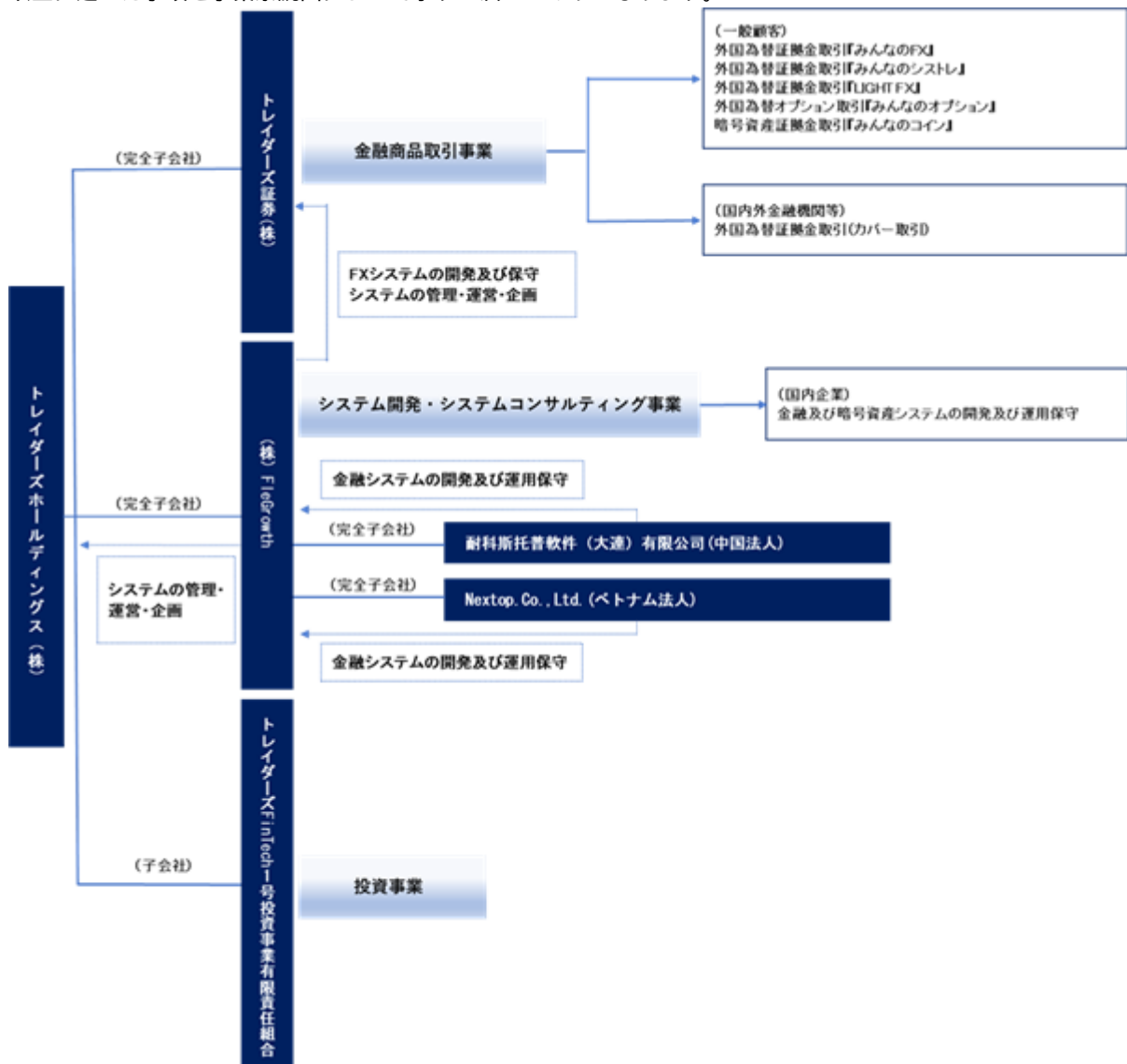
システム開発・システムコンサルティング事業

システム開発・システムコンサルティング事業を営むFleGrowthは、同社の完全子会社である中国（大連市）に拠点を置く「耐科斯托普軟件（大連）有限公司」及びベトナム（ハノイ市）に拠点を置く「Nextop Co.,Ltd」を含め総勢190名（2026年3月31日現在）の人員体制でシステム開発及びシステムの運用・保守を行っております。当連結会計年度においては、大口顧客の事業縮小により外部向けのFX取引システムの販売及び納品したシステムの運用保守等の売上は減少となりましたが、トレイダーズ証券のFX取引システムの機能強化並びに利便性・安全性を高める開発や金融商品取引システムの開発・運用に注力することで安定して収益を計上することができました。今後も、トレイダーズ証券のFX取引システム並びに暗号資産CFDアプリケーションのさらなる機能強化及び安定したシステム運用に努めるとともに、新たな金融商品取引システムの開発及び既存の金融取引システム等の外部販売を強化していくことでグループ利益の増加への貢献を図っていく予定です。さらに、生成AIを用いた業務効率化ツールをはじめとしたDX化支援システムの提供やWeb制作及びマーケティング支援、営業アウトソースといった非金融分野においても様々なお客様のGrowth（成長）に貢献できるようなサービスを充実させ、収益基盤の拡大を目指します。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

〔事業系統図〕

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりとなります。



4【関係会社の状況】

2026年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) トレーダーズ証券 (注)2, 4	東京都渋谷区	2,324	金融商品取引事業	(所有) 100.0	・当社が経営指導及び業務受託を行っている。 ・役員の兼任1名
FleGrowth (注)2	東京都渋谷区	183	システム開発・ システムコンサル ティング事業	(所有) 100.0	・当社が経営指導、業務受託及び業務委託を行っている。 ・役員の兼任3名
トレーダーズFinTech1号 投資事業有限責任組合 (注)2, 3	東京都中央区	573	投資事業	(所有) 99.0	・当社が有限責任組合員となっている。
その他2社					
(その他の関係会社) Kパワー (注)5	東京都品川区	5	有価証券 暗号資産の保有 運用 管理及び売買 経営コンサルティ ング等	(被所有) 21.7	・当社の筆頭株主である。 ・役員の兼任1名

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 議決権の所有割合又は被所有割合には、投資事業有限責任組合に対する出資割合を記載しております。

4. トレーダーズ証券につきましては、営業収益(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(単位:百万円)

	トレーダーズ証券
(1) 営業収益	13,107
(2) 経常利益	5,973
(3) 当期純利益	4,159
(4) 純資産額	17,016
(5) 総資産額	162,436

5. 2025年4月に株式会社Kパワーが保有する当社株式の議決権比率が20%以上となったことから、同社は当社のその他関係会社となりました。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、経営理念として掲げている「金融サービスを通じて、社会・経済の発展に貢献する」、「金融サービスにおける革新者を目指す」、「健全な事業活動を通じて、関わる全ての人を大切にする」の三つの基本理念を踏まえ、各事業の企業価値を向上させ、株主利益を最大化させていくことを会社経営の基本的な方針としております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、1999年の創業以来、個人投資家向けに最先端の金融デリバティブ取引サービスを提供するリーディング・カンパニーとなることを目指して成長を遂げてきた実績と、高いノウハウによる安定性と豊富な実績を誇るシステム開発能力で、多くの方にご支持いただけるサービスを構築してまいりました。スピード感あるサービス提供及びシステムの開発体制を原動力とし、新たな金融サービスの創出、協業先との連携をさらに強固に推し進め、更なる価値を創造してまいります。

金融商品取引事業においては、高金利通貨にフォーカスした競争戦略を起点として、顧客に訴求できる特徴を打ち出したサービスの強化及び顧客データを徹底的に分析し費用対効果の追求とターゲット層を明確にしたマーケティング戦略を実行してまいりました。また、金融商品取引事業の収益性を左右するカバーディーリング手法の精度向上にも注力し、効率的かつ収益性を高める手法の研究を重ね、着実に実績を積み上げてまいりました。さらに、『みんなのFX』と商品趣向を変えた『LIGHT FX』を立ち上げ顧客層の拡大、顧客資産の増加を達成し、更なる収益力の強化を図ることに成功しました。

グループ体制としては、2015年12月に実施した株式交換により完全子会社となったシステム事業会社がシステム開発の中核となり、自社システムを稼働させ、高い安定性と企画開発スピードの早期化、システム関連の低コスト化を実現したことで競争力を高めてまいりました。

グループの中核事業である金融商品取引事業とシステム開発・システムコンサルティング事業が連携し、早期に問題抽出・分析・改善が行える体制を構築することにより、事業シナジーを生み出しています。

以上のような取り組みによる成果が結実したことにより、金融商品取引事業の顧客預り資産はFX業界の中でも著しい増加を達成し、連結業績の飛躍的な改善によってFX事業の根幹となる自己資本の充実と資金確保を継続的に図ることができました。

今後当社グループが経営の健全性を保ちつつ成長を加速させるための経営戦略としては、これまで獲得した強みを武器に、さらに預り資産が業界トップ3へ到達するための各分野の戦略を遂行しつつ、事業リスクを過小評価せず、慎重な経営判断を行うことをベースに、強い経営体質の確立を目標としてまいります。

具体的には、限られた経営資源を金融デリバティブの事業とシステム事業の拡大に集中し、本業の収益強化を目指します。スピード感をもって提供する商品の多様化を図り収益力を強化すること、システム事業会社が高付加価値と競争力あるシステムを開発し続けるための開発体制を拡充することに重点的に取り組むとともに、体制面では経営監視が適切に機能するガバナンスの強化にも力を入れてまいります。

なお、各分野における具体的な取り組みについては、「(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、収益の源泉であり、「お客様からの信頼の証」である顧客口座数、預り資産に加え、グループ全体の事業活動の成果を示す連結営業利益率を重要視しております。中でも預り資産におきまして、2027年3月期末までに約1,450億円まで積み上げ、業界ポジションにおいてFX専業の中でトップ3に位置付けることを中期的目標としております。

また、企業価値の向上を目指し、資本を有効活用することが重要であるという認識のもと、自己資本当期純利益率(ROE)を重要な経営指標として位置づけております。ROEは25%台の維持を目標としております。

(4) 経営環境

当社グループの事業領域である金融サービス分野では、AIやビッグデータ解析等の情報技術の進歩により投資対象となる金融商品や投資手法の多様化・高度化が進んでおります。我が国経済は、2022年3月より米国金利の上昇により日米に金利差が生じたことによる歴史的な円安局面を迎えております。そうした中、FX取引業界においては、個人投資家を中心に資金の流入は継続し取引量も拡大していますが、競合他社とのスプレッド競争及びスワップポイント競争の激化により収益は圧迫され、顧客獲得のための広告宣伝費等の支出増加が避けられない厳しい状況が続いています。また、相場変動でFX取引高が膨らんでも、上位数社に取引シェアが集中する傾向が顕著となっており、すべての店頭FX業者に対して決済リスクの管理強化のため、事業遂行上の財務の健全性を継続的に向上させることを求める規則（ストレステスト）を遵守していくには、中位・下位に位置する店頭FX業者にとって、とりわけ厳しい経営環境が続いており、FX業界での生き残りを図るため競合他社同士の合併・業務提携が行われる等、競争は一段と激化しています。

このような経営環境において、業界中位に位置するトレイダーズ証券は、近年、顧客預り資産の増加額及び増加率において順調な伸びを記録しており、安定した利益を確保できるようになってまいりました。今後は、自社グループ内にシステム事業会社を有する強みを活かし、早期に業界トップ3へ到達できるよう、より一層の努力を重ねてまいります。

当社グループにおいては、「(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」への取り組みを着実に推進し、今後、外部環境に大きな変化があった場合にも対応できる経営体制を整備し、持続的成長と企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、下記の課題について重点的に取り組み、預り資産の増加による収益力の強化並びに経営基盤の強化に努めるとともに、法令を遵守する内部管理体制を充実させることで、企業体質の健全性をより一層高めてまいります。

店頭デリバティブ取引の充実・強化

業界競争が熾烈を極める金融デリバティブ取引の事業領域において、当社グループが力強く成長していくためには、店頭デリバティブ商品、特に収益性の高い店頭FXサービス（外国為替証拠金取引サービス）に経営資源を集中していくことが不可欠であり、今後もこうした店頭FXサービスをお客様のニーズに沿った投資商品として魅力を高めていくことが重要であると認識しております。

主力商品である「みんなのFX」・「LIGHT FX」においては、LIGHTペアを導入したサービスを中心に、業界最高水準のスプレッド・スワップ等の取引条件面での競争優位性を維持するとともに、それぞれ独自の商品性を打ち出すことで、あらゆる投資家ニーズに対応し、新規口座数の増加及び預り資産の純増を図ってまいります。特に差別化戦略として取り組んでいるスイスフランを軸とした通貨ペアについては、当該領域に注力する競合企業が限定的であることから取引ニーズの開拓余地が大きいと認識しており、高金利通貨との組み合わせによるスワップ収益の魅力を訴求するとともに、スイスフランクロス通貨ペアの拡充を強化することで、預り資産のさらなる拡大につなげてまいります。

また、「みんなのシストレ」は、様々なストラテジーから選択して投資するシステムトレードサービスであり、売買シグナルの配信システムをMT4からMT5へ移行したことでシステム上の課題は解消されております。今後は、システムトレード系サービスをFX領域の柱の一つとして成長させるため、リピート系注文およびフォロートレードのEA搭載を強化し、早期に成長軌道に乗せるための施策を推進してまいります。

「みんなのオプション」については、プライシングの改善により市場シェアは回復基調にある中、さらなる拡大に向けて、これまで準備を進めてきたシステムの全面リニューアルを翌期に完了しリリースすることで、より競争力の高いバイナリーオプションを投入し、市場シェアの一層の拡大を図ってまいります。

加えて、これらのサービス基盤の強化と並行して知的財産戦略を推進し、独自性の高いサービスによる付加価値を特許権等により保護することで、超過収益力を継続的に維持し、高収益体質の持続を図ってまいります。さらに、新規口座の獲得及び預り資産の純増強化に向け、デジタルマーケティングの推進やWEBメディア、マス広告等の多様な媒体を活用した短期的かつ効果的なプロモーションの展開に加え、中長期的な認知度向上に資するブランディング施策を積極的に実施してまいります。

併せて、顧客の投資選好に応じたコミュニケーションを強化し、お客様との持続的なリレーションの構築に取り組むことで、顧客層のさらなる拡大と収益の安定性向上を実現し事業の持続的な成長を追求してまいります。

システム開発力の強化

金融事業においてシステムは事業基盤の中核であり、システム開発力は金融商品の画一的な商品性の中で唯一お客様に対する競争力の差が出る部分であり、さらに、システムのリリースの早さそのものが新商品のその後の市場シェアの獲得の優劣を決める重要な要素にもなります。

そして、当社グループは、金融・証券業界の中でも数少ない自社グループ内ですべてのシステム開発を行うことができる体制を有しており、技術力の高さと現場の緊密さがリリースの早さと付加価値の差を生み出し、これらが成長戦略を追求する上で重要な優位性につながるものと自負しております。

このようなシステム開発を担う事業会社がシステム開発を計画どおりに行くオリティが高いシステムを提供するためには、今後も国内・海外の開発拠点において優秀なエンジニアの確保が益々重要になってまいります。

当社グループは、システム事業会社がさらに競争力の高いシステムの開発を加速するため、経営計画においてシステム開発の人員の拡充及び国内拠点の育成を中期的な重要テーマと位置づけ、これに積極的な投資を行ってまいります。また、長年に亘って金融業界の最新動向を把握・開発してきたビジネスノウハウやクオリティをより一層高度化させていくことで、生成AIを活用した業務システムなど、金融取引システム以外の先端領域の製品開発や企業のDX推進に向けたコンサルティングに活用することで、外部販売の強化にもつなげてまいります。

地政学的リスクへの対応

当社グループでは、子会社であるトレイダーズ証券等で利用する金融商品取引システムの開発、運用保守を、主に、中国（大連市）及びベトナム（ハノイ市）に所在する海外子会社2社において行っており、金融商品取引システム開発のコア領域や高度な運用保守業務を担う重要なオフショア開発拠点に成長しております。

一方で、米中関係の動向をはじめ、国際関係の緊張化や各国での保護主義的な経済・通商政策への転換、情報・通信に関する法規制・監視の強化や政治情勢の急変等、当社グループが事業や投資（出資）を行う国・地域で地政学的リスクが顕在化した場合、事業活動にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、こうした地政学的リスクへの対応として、事業継続計画の見直しを行うとともに、一定規模の人財投資を行い、高度な技術者集団を確保し、国内におけるシステム開発体制の強化・拡充を図るとともにシステム品質の向上に継続的に取り組むことで、各海外子会社で行っているシステムの保守・運用を日本国内及び海外子会社2社間で相互に補完できる体制の構築を進めており、運用業務の相互バックアップシミュレーションテストなどの実効性を高めるためにも事業継続計画運用の定着化を図ってまいります。

優秀な人材の確保

当社グループが今後も持続的に成長し、業容を拡大させていくためには、優秀な人財を確保し続けていくことが最も重要な課題であると認識しております。

一方、国内経済において、少子高齢化に伴う労働力人口の趨勢的な減少による人手不足の常態化や、若年層のワークライフバランスを意識した働き方の浸透にあわせて、近年、大手企業はより優秀な人財を優位に確保するため、いち早く賃上げや多様な働き方改革を実施するなど、企業間における人財獲得競争は一層激化し、特に専門スキルや高度な技術を有する優秀な人財を安定的に確保することはますます難しくなっております。当社グループでは、従業員の労働意欲と生産性を高めるべく魅力的なオフィス環境の整備を実施しておりますが、今後は、専門性の高い優秀かつ多様な人財を確保し、長期定着化させるため人事諸制度の改善、高度な技術や知見を有する人財を公正に評価し処遇できる体系の整備等によって、さらなる人的資本への重点的投資を実践し、グループの持続的な業績拡大と価値創造に寄与する人財獲得戦略を強化することで、優秀な人財の安定的確保を目指してまいります。

コーポレートガバナンスの充実

当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上には、実効性あるコーポレート・ガバナンスのあり方を不断に追求しながら確立・強化していくことが不可欠であり、当社グループに対する経営の健全性、信頼性を向上させる観点から、内部管理体制の強化を図り、特に、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重して、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、特に以下の課題に重点的に取り組んでまいります。取締役会等の責務・役割については、多角的な意見を反映した公正性の高い経営の意思決定の実現のため、取締役会等の実効性を高める制度・仕組みの検討・整備や独立社外役員の機能強化を図ること等により、株主様に対する受託者責任を全うしうる取り組みを実践してまいります。

株主様との対話については、当社の持続的な成長に対する支援と評価を得ていくために不可欠であると認識し、今後は経営陣幹部と機関投資家等との建設的な対話をより積極的に推進してまいります。

適切な情報開示と透明性の確保については、適時開示情報のみならず、当社の中長期的に目指す理念や方針をはじめ、投資家にとって有用な非財務情報等をわかりやすく記載し、幅広く提供してまいります。

また、すべてのステークホルダーとの適切な協働を図ることは、当社の持続的な成長に不可欠であり、当社経営理念にも掲げる重要なテーマと認識しております。

今後は、社会問題や環境問題等のサステナビリティを巡る諸課題の対応に向けて、当社グループの事業内容や特性を活かし、課題の解決に貢献し得る活動内容を具体化し、積極的に取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、「金融サービスを通じて、社会・経済の発展に貢献する」との経営理念のもと、当社グループにおけるサステナビリティに関する取り組みを推進するため、2021年6月にESG推進委員会を設置しております。

ESG推進委員会は、常取締役員及び事業子会社の代表取締役等を委員として構成され、当社グループ全体のサステナビリティ経営を推進する役割を担っております。同委員会では、サステナビリティに関する基本方針の検討、社会・環境分野における重要課題（マテリアリティ）の特定及び見直し、各事業活動を通じた取り組みの推進、並びに関連する課題への対応状況のモニタリング等を行っております。

また、ESG推進委員会で検討された事項については、適宜、取締役会及び経営会議へ報告・共有を行い、重要事項については取締役会において審議・決議を行うなど、取締役会による監督のもと、グループ横断的な推進体制を構築しております。

当社グループは、金融事業及びシステム開発事業を通じて、社会・環境とともに持続的（循環的）に成長するために重要と考える課題をマテリアリティとして特定しております。これらのマテリアリティは、国連が採択した持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨も踏まえながら設定しており、ステークホルダーとの適切な協働を通じて、社会的価値と経済的価値の向上を目指した取り組みを推進しております。

(2) 戦略

当社グループは、社会課題及び経営課題を重要なサステナビリティ課題として認識し、その解決に向けた取り組みを推進しております。

特に、当社グループの軸事業である金融事業と密接に関連する金融経済教育活動を重要なマテリアリティとして位置付けております。近年、資産形成の重要性が高まる一方で、金融商品・投資に関する知識不足や金融トラブルへの対応力不足が社会的課題となる中、当社グループは、金融リテラシー向上への貢献を重要な社会的責務であると認識しております。

このような認識のもと、若年層を中心とした金融経済教育活動に継続的に取り組んでおります。具体的には、小学校・中学校・高等学校・大学等を対象とした出張授業の実施に加え、高校生を対象とした職場体験プログラム（ジョブシャドウイング）の受入れを行うなど、幅広い世代に対して金融・投資に関する学習機会を提供しております。

2026年3月期においては、小学校・高等学校・大学において出張授業を実施し、特に高等学校及び大学については初めての実施となりました。また、行政機関や各種団体等との協働も行いながら、金融市場の仕組み、長期・積立・分散投資による資産形成の考え方、投資に伴うリスクとリターン、金融トラブルへの対応等について理解を深める機会を提供し、幅広い世代に対する金融リテラシー向上支援を推進しております。

これらの取り組みを通じて、適切な金融知識の習得及び金融リスクに対する理解促進を図るとともに、自ら考え判断しながら主体的に金融・経済活動に参加できる人財の育成に貢献することを目指しております。今後も、当社グループの知見や事業基盤を活かした金融経済教育活動を継続・強化し、社会全体の金融リテラシー向上に寄与してまいります。

このほか、当社グループは、CVCファンド「トレイダーズFinTech1号投資事業有限責任組合」を通じて、教育・人事サービス、ライフサイエンス等をはじめ、より多くの個人及び企業のウェルビーイング向上に資する革新的な製品・サービスを提供する成長企業への投資にも取り組んでおります。これらの投資活動を通じて、社会課題解決と新たな事業機会の創出の両立を目指しております。

一方、地球環境分野に対する責任ある企業行動を実践する観点から、気候変動への対応についても重要課題として認識しております。特に、当社グループ事業活動に伴う温室効果ガス（GHG）排出量の削減を重要な取り組み事項として位置付け、CO2排出量をモニタリング指標としております。具体的には、省エネルギーの推進、会議資料及び社内書類の電子化、契約書電子化の推進、環境負荷の低い設備・機器・備品類の選定等を通じて、事業活動における環境負荷低減に取り組んでおります。あわせて、本社所在地である恵比寿エリアにおいて地域清掃活動へ参加するなど、地域社会と連携した環境保全活動にも取り組んでおります。

当社グループは、持続的な成長の源泉は「人財」であるとの考えのもと、人財育成及び社内環境整備を重要な経営課題として位置付けております。

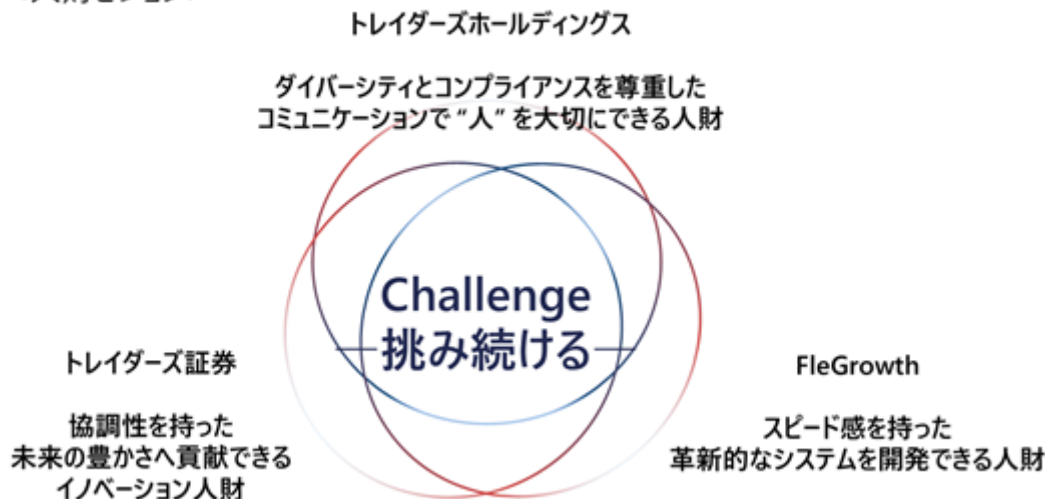
人財育成に関する方針として、「関わるすべての“人”を大切にし、『コンプライアンス』と『ダイバーシティ』を尊重し、変革にチャレンジし続ける人財」の育成を掲げ、従業員一人ひとりに対し、研修やリスクリングを含む学びの機会を提供しております。また、社内環境整備に関する方針として、「職場の安全と社員一人ひとりの心身の健康を守り、従業員が社会的にも満足する状態を創り出すため、ウェルビーイング経営に取り組む」ことを掲げ、人的資本への積極的な投資を推進しております。

人財育成の基盤となる人事制度については、透明性の高い制度を通じて、人財育成及び従業員エンゲージメント向上を図るべく制度改定を進め、2025年4月より新人事制度へ移行しております。当該制度は、当社グループのMission「Create the New Values ~ 新たな価値を創造し続ける ~」、Vision「お客様から最も信頼される“FinTech”グループとなり、だれもが未来に投資できる社会を実現させる」、並びに各社のValue及び人財育成

方針を基軸として設計されたものであり、各社が求める人物像（人財ビジョン）を明確化することで、持続的成長を支える人財基盤の強化を図っております。

さらに、ウェルビーイング経営の一環として、定期健康診断の実施、メンタルヘルスケアの充実、ワークライフバランス改善及び運動機会の提供等、従業員の健康維持・増進に向けた各種施策を継続的に推進しております。これらの取り組みが評価され、当社は2年連続で「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」に認定されました。今後も、従業員のウェルビーイング向上に向けた取り組みを推進し、人的資本の強化に努めてまいります。

<人財ビジョン>



(3) リスク管理

当社グループでは、サステナビリティに関する取り組みを推進するにあたり、事業活動に内在するリスク及び機会を適切に把握・管理し、中長期的な企業価値の向上と持続的成長につなげることを重要な経営課題として認識しております。

サステナビリティに関連するリスク及び機会の管理については、ESG推進委員会を中心として、マテリアリティの分析・特定から施策の立案・実行、その後の検証・見直しに至るまで、一連のPDCAサイクルを通じて継続的に実施しております。具体的には、以下のプロセスに基づき運営しております。

事業環境や社会課題等を踏まえたマテリアリティ分析を行い、当社グループにおける重要なリスク及び機会を抽出・整理

抽出したリスク及び機会に対し、対応方針、アクションプラン及び目標（ターゲット）を策定し、各種施策を推進

実施した取り組みについて、進捗状況や有効性の検証・評価を行い、必要に応じて改善策を検討

ESG推進委員会において、外部環境や事業環境の変化を踏まえながら、新たな課題の洗い出し及び目標等の見直しを継続的に実施

また、サステナビリティ関連事項を含め、当社グループの事業運営、経営環境又は企業価値に重大な影響を及ぼす可能性のある事案が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者とする危機管理委員会を設置する体制としております。同委員会においては、事前の予防的対応に加え、事案発生時の迅速な情報共有、影響拡大防止、損害・損失の最小化及び早期復旧に向けた対応を行うこととしており、危機管理に関する体制及びプロセスの整備・運用に努めております。

さらに、当社グループは、法令遵守及びコンプライアンスを経営の重要課題として位置付けており、各種リスク管理体制との連携を図りながら、サステナビリティに関連するリスク管理の実効性向上に取り組んでおります。



ESG推進委員会

サステナビリティを巡る当社活動の
PDCAサイクルの中心的な機能を果たす組織

役割1

マテリアリティ
分析と
項目の抽出・整理

役割2

アクションプランや
目標(ターゲット)
の策定・実行

役割3

活動後の
検証・評価

役割4

新たな課題の
洗い出しや
再目標値の設定等

(4) 指標及び目標

・人財の育成並びに労働環境の充実

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人財の多様性の確保を含む人財育成方針及び社内環境整備方針に関する取り組み状況を把握・評価するため、以下の指標を設定しております。当該指標に関する実績値及び推移は後記のとおりであり、各指標の選定理由は以下のとおりであります。

[指標]

- 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 男性労働者の育児休業取得率
- 労働者の男女の賃金の額の差異
- 女性従業員比率
- 外国人労働者比率

[選定理由]

当社グループは、上記「(2) 戦略」に記載のとおり、「ダイバーシティ」を重要な価値観の一つとして位置付けております。多様な人財がその能力や適性に於いて活躍できる組織の実現に向け、適正かつ透明性・公平性のある採用、人事評価及び登用制度の整備・運用を推進しております。

これらの指標は、人的資本に関する取り組み状況を把握するうえで重要な指標であると認識しており、多様な人財が継続的に能力を発揮できる職場環境の整備を進めることで、組織の活性化及び企業価値向上につなげていきたいと考えております。

[指標]

- 月平均残業時間

[選定理由]

当社グループは、上記「(2) 戦略」に記載のとおり、「職場の安全と社員一人ひとりの心身の健康を守り、従業員が社会的にも満足する状態を創り出す」ことを目指し、ウェルビーイング経営を推進しております。

従業員が健康かつ安心して働くことのできる職場環境を整備し、労働生産性及び業務効率性の向上を図ることは、従業員エンゲージメントの向上や多様な働き方の実現につながり、ひいては持続的な企業価値向上に資するものと認識しております。そのため、ワークライフバランスに配慮した適切な労働時間管理の観点から、月平均残業時間を重要な指標としております。

当社グループの人的資本に関連する指標の各実績値

指標	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	前期比
管理的地位ある労働者に占める女性労働者の割合 (%)	21.4	21.2	16.3	4.9ポイント減
男性労働者の育児休業取得率 (%)	100.0	100.0	100.0	-
労働者の男女の賃金の額の差異 (%)	72.2	77.1	69.0	8.1ポイント減
女性従業員比率 (%)	33.9	33.6	35.3	1.7ポイント増
外国人労働者比率 (%)	7.9	8.4	6.5	1.9ポイント減
月平均残業時間 (時間/月)	19.5	21.0	21.4	0.4時間増

当社及び国内主要連結子会社2社(トレイダーズ証券、FieGrowth)を対象としております。なお、海外連結子会社については人事制度及び労務管理体制の違いを踏まえ、投資事業有限責任組合については人的資本関連指標の算定対象となる従業員を有していないことから、集計対象から除外しております。

上記の<人財ビジョン>のもと、当社グループは、2025年4月以降、人事関連諸制度の改定を実施しております。企業理念の実現に向け、社員等級制度の整備、公正かつ透明性のある評価制度体系の強化、並びに資格取得支援や研修制度の充実等を通じた能力開発・人財育成施策を推進しております。

また、能力や意欲に応じた適切な採用・登用・昇格を行う運用体制を整備しており、性別や国籍等の属性によらず、公平な機会の提供を図る制度設計としております。

当社グループは、各指標の年度推移を継続的に分析・評価しながら、人的資本の強化及び働きやすい職場環境の整備に取り組んでまいります。

(各指標に関する補足説明)

- ・管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合は16.3%となっております。前期比で低下しておりますが、主な要因は、2025年4月以降に実施した人事制度改定に伴い、管理職区分及び役割定義の見直しを行ったことによるものであります。なお、当社グループでは、引き続き、多様な人財が能力及び適性に於いて活躍できる環境整備及び人財育成に取り組んでまいります。

- ・男性労働者の育児休業取得率は100%となっております。当社グループでは、仕事と育児の両立支援を重要な職場環境整備施策の一つとして位置付けており、今後も育児休業制度に関する周知及び利用促進に取り組んでまいります。
 - ・労働者の男女の賃金の額の差異は69.0%となっております。前期比で低下しておりますが、主な要因は、2025年4月以降に実施した人事制度改定に伴う管理職区分及び役割定義の見直しにより、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合が低下したことによるものであります。管理職は非管理職と比較して給与水準が高いため、当該構成比の変化が男女間の平均賃金差異に影響しております。なお、同一の職種・等級において、性別による賃金の額の差異は生じておりません。
 - ・女性従業員及び外国人労働者の比率については、当社グループにおける多様な人材の確保状況を示す指標の一つとして認識しております。今後も、能力及び適性を重視した採用・登用に加え、社員の技能向上施策や働きやすい職場環境整備等を推進することで、多様な人材が継続的に活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。
 - ・月平均残業時間は前期比でやや増加しておりますが、当社グループの業容拡大に伴う業務量及び業務範囲の増加等により、一部従業員の労働時間が増加したことが要因であります。当社グループでは、業務DX化の推進や生成AIを含むデジタル技術の活用による業務効率化・生産性向上を図るとともに、フレックスタイトム制度の活用促進、会議運営の効率化及び各種業務プロセスの改善等を通じて、適切な労働時間管理及び働きやすい職場環境の整備に継続的に取り組んでおります。
- ・地球環境負荷低減
- 気候変動リスクへの対応として、地球環境負荷低減に向けた取り組みを継続的に実施しており、温室効果ガス（GHG）排出量の削減を重要な課題として認識しております。このため、CO2排出量を指標として設定し、継続的なモニタリングを行っております。
- 2026年3月期においては、本社オフィスのフロア増床等に伴い、電力使用量は前期比4%増加の241,287kWhとなりました。一方、CO2排出量〔Scope 1+Scope 2〕については、各種省エネルギー施策の推進等により、前期と同水準の59t-CO2となりました。
- なお、当社は2023年4月の本社移転以降、実質再生可能エネルギー由来の電力供給を受けていることから、当該電力消費に係るマーケット基準でのCO2排出量はゼロとなっております。

当社グループの電力使用量及びGHG排出量実績値

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	前期比
電力使用量（kWh）	260,442	232,579	241,287	4%増
CO2排出量〔Scope 1 + Scope 2〕 （t-CO2）	60	59	59	-

Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

（注）上記実績値は当社及び国内主要連結子会社2社（トレイダーズ証券、FleGrowth）の集計データです。なお、海外連結子会社については算定体制の整備状況を踏まえ、投資事業有限責任組合については事業活動に伴う環境負荷の算定対象としていないことから、集計対象から除外しております。また、第三者保証を受けていない概算値となります。

3【事業等のリスク】

当社の経営成績、事業運営及び財務状態その他に関する事項のうち、投資家の投資判断に影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項として、以下のようなリスクがあげられます。これらのリスクは複合、連鎖して発生し、様々なリスクを増大させる可能性があります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、本項目に記載の事項は必ずしもすべてのリスクを網羅したのではなく、また、将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1 顕在化の可能性が高いと想定している主なリスク

(1) 外部環境に起因するリスク

業界競争の激化に伴う収益性低下のリスク

当社グループの主力事業である外国為替証拠金取引サービスは、インターネットを通じた個人投資家向け金融サービスとして市場の拡大を続け多数の金融機関や新規参入事業者が存在する成熟市場となっております。

こうした環境下では、各社がスプレッドの引き下げやスワップポイントの引き上げ、取引ツールの機能強化など、顧客獲得を巡って激しい競争を繰り広げており、結果として、業界全体として収益性の低下傾向が続いています。特に、FXサービスにおいては顧客の取引条件に対する感度が非常に高く、わずかな差異が資金流入に直結するため、当社が競争条件において劣後した場合、預り資産の流出や顧客数・取引量の減少といった負の連鎖が起こるリスクが存在します。

加えて、顧客獲得のための広告費やプロモーション費用も増加傾向にあり、収益性のさらなる圧迫が懸念されます。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

商品力の高いプロダクト開発

日本円よりも低金利のスイスフランを活用したフランクロス通貨ペアなどを投入することにより、他社との差別化を図った商品を提供してまいりました。このような取り組みを通じて、競争力のあるスプレッド及びスワップポイントを備えた商品の開発・提供に努め、当社商品の競争力強化を図っております。

機動的なシステム改修

当社グループ会社であるFleGrowthを活用し、金融商品取引に関するシステムの開発・保守運用を市場環境の変化に即応できる体制で行っております。これにより、多様化・高度化する顧客ニーズへの適切な対応を図るとともに、グループシナジーを活用した効率のかつ低コストな運営体制の構築に努めております。

知財戦略の推進

当社では、高い商品力を有するプロダクトについて特許申請を行うなど、当社サービスの模倣防止及び参入障壁の強化に努めております。これにより、競争優位性を維持し、継続的に高い収益性を確保できる体制の整備を推進しております。

法令・規制遵守に関するリスク

金融商品取引業を営む当社グループは、金融商品取引法や同法に基づく政令・内閣府令、金融商品取引業者等向けの監督指針、並びに自主規制機関である金融商品取引業協会の規則等に基づき、厳格な規制の下で事業を行っています。当社グループにおいて、これらの法令・諸規則等に違反する行為や内部管理態勢上の重大な不備、顧客保護上の問題等が認められた場合には、業務改善命令、業務停止命令、登録取消しその他の行政処分、または自主規制機関による処分等を受ける可能性があります。その結果、当社グループの社会的信用、顧客からの信頼、事業運営、財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

内部管理体制の強化

各事業部門における業務フローの見直し及び文書化を進め、リスクの早期検知・是正につなげる内部統制の充実を図っています。また、第1線である事業部門、第2線である管理部門及び第3線である内部監査部門が、それぞれの役割に応じてリスク管理・モニタリング・内部監査を行っています。内部監査等における指摘事項については、対象部門が改善計画を策定し、その進捗状況を関係部門が確認・フォローアップすることで、内部統制の実効性向上に努めています。

コンプライアンス・リスク管理体制の整備

コンプライアンス・リスク管理担当部門を中心として、法令遵守状況や顧客保護に関する事項を検証するとともに経営陣への報告体制を整備しており、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等を通じてリスク情報を共有し、全社的な観点から改善施策の検討及び実施を行っています。

法令改正に対応した即応体制の構築

金融庁や金融商品取引業協会等が公表する法令・制度改正動向を継続的に把握し、影響分析を実施しております。制度変更があった場合には、関連規程・システム・業務フローの見直し及び役職員への周知・教育を速やかに実施し、適切な対応に努めています。

社内規程の整備

法令・規制等の遵守を徹底するため、各種社内規程及び業務マニュアルの整備・見直しを継続的に実施しております。これにより、役職員への周知徹底を図るとともに、適切な業務運営及びコンプライアンス意識の向上に努め、法令・規制違反の未然防止に取り組んでいます。

定期的な社内研修の実施

法令遵守意識の浸透を目的として、コンプライアンスに関する定期研修を実施し、全社員の知識・意識の向上を図っています。また、法令改正や業界動向に応じたテーマ別研修や理解度確認を実施することで、研修効果の向上及びコンプライアンス文化の定着に努めています。

内部通報制度の運用

法令違反や不適切な行為を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備・運用しています。通報者保護を徹底し、役職員が安心して通報できる環境を整備することで、コンプライアンス上の問題の未然防止及び早期対応に努めています。

第三者機関による監査の活用

客観的な視点からの監査を受けることで、潜在的なリスクの洗い出しと対策を講じるよう努めています。

金融規制強化による事業制約リスク

FX市場は個人投資家の参加が多いことから、投資家保護の観点で規制強化が継続的に行われてきました。特に、最大レバレッジの引き下げや強制ロスカット水準の引き上げなど、取引に直接影響を与える規制は、取引量の減少や顧客離れにつながる要因となる可能性があります。

今後も、外国為替市場における急激な相場変動や投資家被害の発生等に応じて、監督当局・自主規制機関の方針変更等により、規制が強化される可能性があり、当社グループの事業活動に制約を与え、財政状態及び業績に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

規制動向の継続的なモニタリング

金融庁、自主規制機関及び業界団体等との情報連携を通じて規制動向を継続的に把握し、想定される制度変更が事業へ与える影響等について分析を行っています。また、複数の規制シナリオを想定した検討を行うことで、迅速な対応・体制の整備に努めています。

顧客へのリスク説明の強化

規制内容や変更の背景を丁寧に説明し、顧客が適切な判断のもとで取引を行えるよう、情報提供体制を強化しています。また、規制変更時にはウェブサイトや取引画面等を通じて迅速な情報発信を行い、顧客への影響を最小限に抑えるよう努めています。

投資対象及びサービスの多様化

FX取引における商品ラインナップの拡充やサービスの高度化を推進することで、顧客の多様な投資ニーズに対応するとともに、特定の商品・サービスへの依存度を低減し、収益基盤の安定化に努めています。

収益源の分散及び事業基盤の強化

規制変更による取引量の変動リスクに対応するため、新たなサービスの開発や顧客基盤の拡大を進めることで、収益源の多様化を図り、事業環境の変化に対する耐性の向上に努めています。

システム・業務体制の柔軟性確保

金融商品取引業に係る各種規制は投資家保護のため常に見直しが行われており、最近ではサイバーセキュリティ対策の強化が求められるなかで高度な認証技術を必須化とする監督指針等の改定が行われる等、規制が強化されています。当社グループでは、これら制度等の変更に迅速に対応できるよう、システム及び業務運営体制の整備を進めつつ、規制変更時における顧客サービスへの影響を最小限に抑えるよう努めています。

為替相場の変動等、経済環境の変化に伴うリスク

為替相場の急激な変動は、顧客にとっては損失要因となる場合があり、それに伴う預り資産の減少、取引控え、場合によっては口座解約に発展することがあります。当社グループにおいても、取引量の減少やスプレッド収入の低下、スワップ収益の変動等により、当社グループの営業収益及び収益性に影響を及ぼす可能性があります。

また、ボラティリティの高まりは、システム処理能力やオペレーション体制にも負荷を与えるため、リスク管理体制の強化が求められます。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

リスク耐性を高める運用支援機能の整備

証拠金維持率のアラートや自動ロスカット機能の高度化等により、顧客への注意喚起及び損失拡大リスクの低減に努めております。

サーバー増強・バックアップ体制の強化

想定外のアクセス集中や相場変動にも耐え得るシステム基盤の強化を進めています。

カバー先金融機関拡充を通じた流動性の確保

急激な変動や市場流動性の低下等、経済環境の変化に伴うリスクに対応するため、カバー先金融機関の継続的な拡充を通じて取引流動性の確保に努めております。複数のカバー先との接続により、特定の金融機関への依存度を低減するとともに、市場環境の変化時においても安定的な価格取得が可能となる体制の整備を進めております。

急騰落シミュレーションを通じたリスク分析

価格変動が大きくなりやすい高金利通貨等については、急騰落を想定したシミュレーションを実施し、保有ポジション、顧客取引動向、カバー取引の状況及び当社グループの財務状況に与える影響を定期的に点検しております。

急騰落時に安定した価格提示を行うことができるシステムを構築

急変時や市場混乱時において一時的に発生する異常値、いわゆるバッドティックを自動的に検知・除外し、有効な価格を算出するシステムを導入しております。

知的財産権侵害に関するリスク

a. 当社グループが第三者の知的財産権を侵害するリスク

当社グループは、外国為替証拠金取引（FX取引）を中心とした金融商品取引サービスを提供しておりますが、当社が提供する取引システム、スマートフォンアプリ、注文処理機能、価格配信機能、UI/UX、マーケティング施策その他の事業活動に関連して、第三者が保有する特許権、著作権、商標権その他の知的財産権を侵害していると主張される可能性があります。

特に、FinTech分野においては、システム処理、取引アルゴリズム、情報配信技術等に関する特許出願及び権利化が進展しており、当社グループが認識していない第三者の知的財産権が存在する可能性があります。万一、第三者との間で知的財産権侵害に関する紛争、訴訟、ライセンス交渉等が発生した場合には、損害賠償金の支払い、ライセンス料負担、システム改修、サービス提供の制限又は停止等が生じる可能性があります。

これらの事象が発生した場合には、当社グループの信用低下、顧客離れ、収益機会の減少、追加コストの発生等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

b. 当社グループの知的財産権が第三者に侵害されるリスク

当社グループは、事業活動において独自技術のあるサービスについて、特許権その他の知的財産権の取得より、競争優位な事業構築を実現できるよう努めております。しかしながら、第三者による当社グループの知的財産権の侵害が発生し、侵害行為に対して十分な保護や救済を受けられない場合には、当社グループの競争優位性の低下、収益機会の喪失等につながる可能性があります。また、同じ技術領域で他社がすでに特許権を取得していた場合には、当該技術を自由に使えなくなる可能性があります。

これらの事象が発生した場合には、当社グループの事業上の優位性の低下や事業機会の逸失等により、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

知的財産リスク管理体制の強化

当社グループでは、知的財産リスクへの対応として、知的財産権を所轄する専門の部署を設定して、システム開発及び新サービス導入時における知的財産リスクの評価、外部専門家（弁護士・弁理士）との連携、他社特許に関する調査の実施等を行っております。また、必要に応じて、外部専門家への照会、システム仕様変更等を実施することで、知的財産権侵害リスクの低減に努めております。

他社特許対策

当社グループが提供するサービス（以下「当社サービス」）に関連しそうな他社特許を日々検索し、技術的特徴が似ているなど、何らかの対策が必要と判断した場合には、顧問弁理士と相談のうえ、適切な対応を実施しております。これらの日々の対策のほか、特許事務所に依頼して、当社サービスが他社特許の権利範囲に抵触していないかを確認するための特許侵害調査を定期的に行っております。たとえある時点においては問題がなくても、その後の当社サービスの設計変更、仕様追加又は他社特許の出願内容の変化により、他社特許を侵害している可能性が発生するケースもありえます。このような定期的調査により、かかるリスクの発生を未然防止し、他社特許の侵害リスク回避を図っております。

特許権等の知的財産権の取得及び侵害行為のモニタリング

当社グループでは、事業活動から生じる独自技術について、サービス開発段階から権利化を見据え、速やかな特許権その他の知的財産権の取得による独占化に努めております。また、競合他社のサービスについて継続的なモニタリングを実施し、当社特許権等の知的財産権の侵害の可能性を認識した場合には、顧問弁護

士及び顧問弁理士等の外部専門家と連携し、警告、ライセンス交渉、訴訟その他の適切な法的措置を講じることとしております。

社内教育の実施

役職員に対する知的財産教育を継続的に実施し、特許権や著作権をはじめとした、知的財産制度に関する基本的知識の浸透を図ることにより、知的財産リスク管理体制の強化を図っております。

地政学的リスク（海外拠点依存に関する業務リスク）

当社グループでは、コスト競争力と技術力を活かす目的で、主に中国及びベトナムの現地法人において、取引システム等の開発・保守業務を行っています。これらの拠点は、当社のIT基盤を支える重要な役割を担っていますが、今後、両国の政治的・社会的情勢の変化、自然災害、パンデミック、あるいはサイバーセキュリティ上の脅威により、現地拠点での業務が停止又は制限されるリスクが存在します。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

技術者集団の確保

技術者の採用・育成を強化し、高度な技術者集団を確保し業務継続性を確保しております。

業務の分散化

中国・ベトナム・日本の3拠点において特定拠点到依存することのないバランスの取れたシステム開発・運用監視体制の構築を推進しております。

BCP（事業継続計画）の見直しと定期訓練

有事における代替業務手順や迅速な復旧体制の整備を進め、訓練を通じた対応力の向上を図っております。

（2）当社グループの事業戦略、経営基盤に関するリスク

新商品及びシステム開発に伴うリスク

当社グループでは、多様化する顧客ニーズに応えるため、トレーダーズ証券が新商品の導入や既存商品の改善を行い、FleGrowthがこれに対応する形でシステムの機能強化や新規開発を実施しています。しかしながら、開発された商品やサービスが顧客ニーズに合致しない場合や、技術革新のスピードが速く、製品の陳腐化が急速に進む場合には、トレーダーズ証券及びFleGrowthの業績に悪影響を及ぼすリスクがあります。

特に、開発した商品が市場に受け入れられない、又は競合他社の製品と比較して明確に劣ると評価される場合には、これらのリスクが顕在化する可能性があります。加えて、急速な技術進化が求められるシステム開発領域では、こうした状況がしばしば発生し得ることも念頭に置く必要があります。

また、FleGrowthのシステム開発・コンサルティング事業においては、開発したシステムの一部をソフトウェアとして固定資産に計上する場合がありますが、使用中により除却損が発生し、業績を悪化させる可能性も想定されます。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

市場ニーズの徹底的な検証

新商品・新システムの開発にあたっては、顧客ニーズ及び市場動向を十分に調査・検証した上で、事業性を見極めた計画的な開発を推進しています。

開発コストの厳格な管理

開発初期段階からコスト管理を徹底し、費用対効果の観点から開発可否を慎重に判断しています。

迅速な開発体制の構築

競争力を確保するため、開発プロセスの効率化を図り、短期間で市場投入できる体制を整えています。

ストレステスト結果が経営の健全性に影響を与えるリスク

トレーダーズ証券は、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づき、金融先物取引業協会の規則に従ってストレステストを毎営業日実施しています。このストレステストは、将来発生しうる異常事態における「最大想定損失額」（A）と「固定化されていない自己資本の額」（B）を比較し、BがAを上回ることを求めるものです。

自己資本の減少や、未カバーリスク・未収金リスク・カバー取引先の破綻リスクの増大などにより、最大想定損失額が増加した場合、経営の健全性を確保するために何らかの対応措置を講じる必要が生じるリスクがあります。

このリスクは、トレーダーズ証券の業績が悪化して自己資本が減少した場合、あるいは市場環境等の変化により最大想定損失額が増加した場合などに顕在化する可能性があります。

具体的には、FX取引事業において業績の低迷等により自己資本が不足する状況に陥った場合、「最大想定損失額」が「固定化されていない自己資本の額」を上回らないよう、顧客の証拠金倍率等に追加的制限を加えることや資本の積み増し、カバー取引先の分散の他、利益を犠牲にしてでも取引ポジションの調整を行う必要があり、結果として当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

未カバーポジションの適切なリスク管理

為替リスクに対するポジションの過不足を常時監視し、マーケットの状況を勘案しつつ、適切なリスク管理を行っています。相場変動時等は、過度なリスクを回避する管理体制を構築しています。

カバー先の拡充及びポジションの分散管理

信用リスクの集中を避けるため、信用力の高いプライムブローカーをカバー取引先に追加するなど、カバー取引先の拡充を進めています。また、それらカバー取引先にポジションを適切に分散し、リスクの低減に努めています。今後は、複数のプライムブローカーをカバー取引先とすることで、より一層の信用力強化と分散管理の徹底を進め、カバー取引先破綻リスクの低減を図ってまいります。

自己資本の充実と強化

継続的に利益を計上することによる安定的な利益体質の維持により、内部留保の積み増しを恒常的に行い、自己資本の強化によるストレス耐性の向上を図っています。

(3) 事業活動、顧客取引に関するリスク

オンライン取引のシステム障害に伴うリスク

トレーダーズ証券では、主力商品であるFX証拠金取引において、顧客からの注文をインターネット経由で受け付け、社内のコンピュータ処理システム及び第三者機関との接続を通じて取引を執行しています。

当社グループでは、サーバーの増強や基幹システムの外部データセンターへの移設、システム改善、人材育成、障害時業務フローの整備に加え、設計・開発・テストの各工程における品質管理、ならびに24時間365日の監視体制の整備などを通じて、システム障害の未然防止、早期検知及び迅速な対応に努めています。しかしながら、サイバー攻撃による不正アクセスやシステム障害、誤作動などにより、システムが機能不全に陥った場合には、以下のような影響を被る可能性があります。

顧客からの注文を受け付けられず、取引の執行が不可能となる

カバー先に対する取引を適時に実行できず、多額のトレーディング損失が発生する

顧客の信頼を損ない、損害賠償請求に発展する可能性がある

これらの事態は、日常的に発生し得るものであり、特に重大なシステム障害が発生した場合には、顧客対応に多大な支障をきたすおそれがあります。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

障害対応マニュアルの整備と即応体制の構築

システム障害発生時に備え、障害内容や影響に応じた代替手段の確保と、迅速な対応が可能な体制を構築しています。

24時間体制のシステム監視

FleGrowthの海外子会社がシステムを24時間体制で監視し、異常を検知した際には直ちにアラートを発報、関係部門が迅速に対応できる体制を整えています。

人材育成の強化

異常発生時に適切に対応可能なスキルを備えた人材の育成を、グループ全体で継続的に推進しています。

キャパシティ管理・性能検証の実施

ユーザー数や注文数の増加等に伴い、サービス品質や処理性能に影響が生じる可能性がある場合には、サーバー増強、システム最適化及びパフォーマンステストの実施等により、必要な処理能力の確保に努めています。

資金繰りリスク(トレーダーズ証券)

トレーダーズ証券では、顧客やカウンターパーティーとの資金決済代金や証拠金の受け渡し、信託銀行への顧客資産の区分管理信託金の預託など、多額の資金移動を日々行っており、厳格な資金繰り管理を実施しています。

ただし、海外口座で資金授受を行うカウンターパーティーとの資金決済は一営業日ないし複数営業日遅延することがあり、その間、信託銀行への預託金差入、顧客への証拠金返還支払いなどについてトレーダーズ証券が立て替えるケースがあります。加えて、為替相場が大きく変動した場合、カウンターパーティーとの資金決済代金や区分管理信託の受払に関する必要額が予見しづらく、多額の立替資金が必要となる可能性があり、資金繰りが一時的に逼迫するリスクがあります。

このような事態は、過去実績を踏まえ発生する可能性がある想定されます。

特に、FX相場の急激な変動などによって、想定を超える立替資金が必要となった場合には、資金繰りへの圧迫が一時的に深刻化する可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

資金繰り管理の徹底

毎朝、関係部門の責任者が集まり、カウンターパーティーに預託する証拠金や日々の取引損益の値洗いに伴う資金決済代金、顧客への証拠金返還支払額その他、顧客区分管理信託の受払に伴う代金等、一元的に把

握するとともに、それら資金需要に基づき確実に資金準備を行い、手許流動性の維持・確保に努めています。

借入及び当座貸越枠、コミットメントラインの確保

緊急時に備え、金融機関からの借入、当座貸越枠やコミットメントラインの設定を積極的に進めています。

カウンターパーティーの多様化

カウンターパーティーとの証拠金率の交渉の他、緊急時に国内での資金決済が対応可能なカウンターパーティーの数を増やし、資金移動の柔軟性を高める体制を整えています。

市場リスク

トレーダーズ証券では、顧客とのFX証拠金取引に関して、カウンターパーティーとのカバー取引を適宜実施することで、為替相場の変動による市場リスクの低減を図っています。

しかしながら、相場が急変した際には、カバー取引が即時に行えず、多額の損失を被るリスクが存在します。これらのリスクは日常的に発生しうるものであり、特に急激な相場変動時には、カバー先からのレート配信が一時的に停止されることで、トレーダーズ証券が多額の未カバー損失ポジションを抱え、損失が拡大する可能性が想定されます。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

カバー先の多様化とリスク分散

国内外複数のカウンターパーティーとカバー取引を実施することで、特定の取引先への依存を避け、リスクを分散しています。

市場監視体制の強化

相場の急変に即応するための監視体制を強化し、取引執行リスクの低減を図っています。

カバー取引先（カウンターパーティー）のリスク

トレーダーズ証券は、顧客とのFX証拠金取引において、複数の金融機関等のカウンターパーティーを相手方としてカバー取引を行い、証拠金及び決済資金を差し入れています。しかしながら、世界的な景気後退や金融危機等の外部要因により、カウンターパーティーに財政状態の悪化や法的整理などの事態が発生するリスクが存在します。

具体的には、カウンターパーティーの破綻等により、差し入れた証拠金や決済資金が回収不能となり当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

財務状況の継続的なモニタリング

カウンターパーティーについては、取引開始時の審査及び開始後のモニタリングとして、トレーダーズ証券のリスク管理委員会（月次開催）において、財務状況を把握し、安全性を定期的に確認しています。検証が必要と判断した場合には、書面等にてヒアリングを実施しています。

緊急時対応体制の構築

景況が急変した際には、トレーダーズ証券の役員間で即時に協議を行うとともに、臨時のリスク管理委員会を招集し、各カウンターパーティーの健全性を再評価し、迅速に対応できる体制を整備しています。

顧客立替金が発生するリスク及び同債権が貸倒れとなるリスク

トレーダーズ証券は、顧客とのFX証拠金取引において、約定代金の4～100%を必要証拠金として預託を受け、建玉維持に際しては一定の証拠金維持率を求めています。また、FieGrowthが開発した自動ロスカットシステムを採用し、急激な相場変動時で顧客に決済損失が発生した場合でも、預り証拠金の範囲内に損失額が収まるように顧客の与信管理に努めています。

しかしながら、FX市場終了から開始までの間（例：週明け）に極端な相場変動が発生した場合、始値が前営業日終値と大きく乖離し、顧客の決済損失が預り証拠金を上回り、その不足額を即時に支払えない事態が生じる可能性があります。

このリスクは、値飛び（配信レート的大幅な乖離）を伴う激しい相場変動時に顕在化する可能性があることと認識しており、多額の顧客立替金が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

具体的には、以下のような影響が想定されます。

顧客の決済損失が預り証拠金を超過し、トレーダーズ証券が一時的に立替金を負担

立替金の回収が困難となり、その全部又は一部に対してトレーダーズ証券が貸倒損失を被る

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

事前のリスク情報提供及び建玉の制限並びに証拠金倍率変更等

相場急変の可能性が高まった場合には、顧客に対し建玉決済や証拠金の追加預託を促すなど、投資リスクに関する情報を積極的に提供しています。また、実際に相場が急変した場合には、建玉上限数量の制限や、証拠金倍率の変更等、更なる追加的措置を検討・実施することとしています。

立替金回収体制の整備

万が一立替金が発生した場合でも、迅速な対応により顧客からの回収を図る体制を整えています。

システムの継続的改善

FleGrowthにおいて、自動ロスカットシステムの更なる高度化を図り、損失拡大の抑止とシステムリスクの低減に努めています。

サステナビリティ課題への取り組みに関するリスク

企業の持続的な成長には、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を経営に取り入れることが求められており、気候変動や人権問題等の社会的課題への対応が不十分な企業は、株主や顧客、取引先といったステークホルダーからの信頼を失うリスクが高まっています。

このリスクは、企業活動のあらゆる場面において、日常的に顕在化し得るものであると認識しています。また、サステナビリティに関する対応が不十分と評価された場合、企業ブランド及び社会的信用の毀損、人材確保への影響、取引先との関係悪化、並びに投資家からの評価低下等を通じて、当社グループの事業運営及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

具体的には、以下のような影響を想定しています。

サステナビリティへの取り組みが不十分と見なされ、顧客が取引を停止

投資家が当社への投資を控え、経営成績や財務状況の悪化を招く

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

環境配慮活動の推進

社内のペーパーレス化や電力消費の削減に取り組むほか、再生可能由来電力の利用によるGHG排出量の削減を推進しています。また、環境保護に資する金融商品・サービスの開発・提供を進めるとともに、地域清掃活動への参加等、地域社会と連携した環境保全活動にも取り組んでいます。

社会的責任の実行

大学・小学校・中学校・高等学校等の教育機関や官公庁と連携し、実社会と接続した金融経済教育の機会提供を推進しております。金融リテラシー向上及び教育支援を通じて、持続可能な社会の実現への貢献に取り組んでおります。

ガバナンス体制の強化

中長期的な企業価値の向上を目指し、取締役会におけるサステナビリティ課題への監督機能強化や、社外取締役比率の向上等、コーポレート・ガバナンスコードに沿った体制整備を進めています。

（４）オペレーショナルリスク、その他のリスク

オペレーショナルリスク

当社グループでは、事務処理の複雑化、管理対象範囲の拡大に伴う業務遂行過程において、オペレーショナルエラーなどが発生した場合、顧客又は取引先からの損害賠償請求や監督官庁による行政処分を受けるといった影響を被る可能性があります。

こうしたリスクは、新たな事務処理手続の導入、法令や規則の変更、従業員の退職や人員異動などの局面で顕在化しやすくなります。

具体的には、当社グループの役職員による不適切な事務処理や、内部統制の不備により、適切なサービス提供が困難となる事態を想定しています。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

人材の確保と育成

優秀な人材の採用と適切な人員配置を行い、業務遂行能力の維持・向上に努めています。

教育体制の充実

外部研修や社内セミナーの実施により、従業員の知識・スキル向上を図り、オペレーショナルリスクの低減に取り組んでいます。

業務記述書及びマニュアルの整備

業務記述書及び各種マニュアルの整備・文書化を進めることにより、従業員の退職や人事異動等の局面においても円滑な業務引継ぎを可能とし、安定的な業務遂行能力を維持できる体制の整備に努めております。

ITを活用した業務管理体制の強化

当社グループでは、業務遂行過程におけるオペレーショナルエラーの発生防止及び早期発見を目的として、各種業務システムにおけるITを活用したチェック機能や承認機能の整備・強化を進めております。これにより、事務処理の正確性向上及び不適切処理の未然防止を図るとともに、法令・規則改正や組織変更等の環境変化にも適切に対応できる業務運営体制の構築に努めております。

内部監査による内部統制モニタリング

各事業部門における業務フローの見直しと文書化を進め、リスクの早期検知・是正を可能にする内部統制の充実を図りつつ、内部監査部による内部統制のモニタリングを行うことにより内部統制の実効性担保を行っております。

システムの瑕疵によるリスク

当社子会社であるFleGrowthでは、金融商品取引に関するシステムの開発・保守運用を行い、外部金融機関等に提供しています。万一、提供システムに重大な品質事故や不具合が発生した場合、提供先からの賠償請求を受けるリスクがあります。

このようなリスクは、システムの安定運用において継続的に考慮すべきリスクであり、常に注意が必要です。

具体的には、納品済みシステムに重大なバグが存在し、提供先においてシステム停止などの損害が発生し、FleGrowthが賠償責任を負うといった影響を想定しています。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

品質管理体制の徹底

開発プロセス全体において、要件定義、設計、開発、テスト、受入確認の各工程の管理を実施し、重大な不具合の発生防止に努めています。

受入テスト(UAT)の実施

納品前に提供先と共同で受入テストを実施し、リリース前の不具合を未然に防止するよう努めています。

情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、ランサムウェア等のサイバー攻撃によるシステム停止や、サイバー攻撃・内部不正による個人情報や機密情報の漏洩等により、損害賠償請求や行政処分を受けるリスクがあります。

これらのリスクは、特定の時期に限らず常に存在し、日常的に顕在化し得るものと認識しています。また、後述の「顧客口座の不正利用に関するリスク」とも密接に関連しており、認証情報の漏洩が顧客被害につながる可能性も含めて、一体的なリスク管理が必要であることも認識しています。

具体的には、以下のような影響を想定しています。

FX取引に関するシステムやサーバーの暗号化による長期間の業務停止

サイバー攻撃による多額の身代金の支払い要求

情報漏洩に伴う損害賠償や対応コストの発生

社会的信用低下に伴う顧客資産・取引量の減少による収益悪化

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

セキュリティ体制の強化

トレーダーズ証券サイバーセキュリティ対策部及びFleGrowthを中心に情報セキュリティ管理体制を整備し、サイバー攻撃の予防に努めています。

インシデント対応・復旧体制の整備

インシデント発生時に備えた検知・初動対応・復旧の各プロセスを定め、事業継続計画(BCP)と連動した対応体制を構築しています。重大インシデント発生時には、関係当局への速やかな報告及び被害拡大防止に向けた初動対応を実施します。

社内教育と訓練

標的型メールへの注意喚起、法令遵守研修の実施、内部管理体制の整備により、役職員による不正の未然防止を図っています。

テレワーク環境の整備

暗号化通信の導入、社内環境への接続制限等により、安全な勤務環境を構築しています。

委託先の適正管理

外部委託先管理規程に基づき、定期的なチェックを行い、重大リスクを早期に把握・対応できる体制を整えています。

顧客口座の不正利用に関するリスク

当社グループが提供するオンライン取引サービスでは、インターネットを通じて顧客が自らの取引口座にアクセスし、取引や出金等を行う仕組みを採用していますが、近年では、フィッシング詐欺やマルウェア等を通じて顧客の認証情報が第三者に不正取得される事案が増加しており、業界全体で口座乗っ取り被害が深刻化しています。

当社においても、こうした手口による不正ログインや不正出金等が発生した場合、顧客資産の毀損に対する補償対応や信頼喪失により、経済的損失や企業価値の毀損といった影響を受けるリスクがあります。とりわけ、顧

客側の情報管理に依存する部分もあるため、当社単独の対策では完全に排除することが困難な側面がある点も、重大な経営上の懸念事項です。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

認証技術の高度化

パスキー及び多要素認証を用いたログイン認証・出金認証機能を導入し、本人確認の強化に取り組んでいます。今後も、フィッシング耐性の高い認証方式の採用拡大など、認証技術の継続的な高度化に取り組めます。

不正アクセス防止策の多層化

認証技術に加え、不正な接続元の遮断、デバイス情報の確認、アクセスログの監視等を組み合わせた多層的な防御により、不正アクセスの防止を図っています。

不正検知・遮断システムの強化

外部の脅威情報を活用した分析(脅威インテリジェンス)と、潜在的な不正の兆候を能動的に探索する取り組み(脅威ハンティング)を組み合わせたプロセスにより、不正検知・対応を強化しています。さらに、検知精度の向上に向けたAI技術の導入についても、段階的に検討を進めています。

顧客への注意喚起及び啓発活動の継続

定期的なセキュリティ警告や、偽サイト・詐欺メールへの対処方法を含む情報発信を行い、顧客のリスク意識向上と自己防衛力の強化を図っています。

被害発生時の迅速対応体制の整備

不正利用が発生した場合には、関係当局への報告及び被害拡大防止を含む初動対応を速やかに実施する体制を整えています。

データ管理の不備によるリスク

当社グループでは、顧客情報や業務データを電子媒体・紙媒体で記録・保存していますが、これらが適切に管理されなかった場合、漏洩や消失等のリスクが生じます。

このようなリスクは、バックアップの不備、媒体の故障、委託先での管理ミス等により、日常的に発生し得るものです。

具体的には、以下のような影響を想定しています。

- 情報漏洩に伴う損害賠償やデータ復旧費用の発生
- 社会的信用低下に起因する顧客・取引量・預り資産の減少
- FleGrowthへの損害賠償請求や取引先離脱による売上減少

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

システム管理体制の強化

トレーダーズ証券及びFleGrowthに専門部署を設置し、重要データを国内で安全に管理できる体制を整備しています。

委託先の監督強化

外部委託先管理規程に基づき、委託先の適正性を定期的に確認し、早期にリスクを察知・対応できるよう努めています。

2 顕在化の可能性が低いと想定している主なリスク

(1) 外部環境によるリスク

災害の発生によるリスク

当社グループでは、地震・津波・風水害などの大規模自然災害や事務所の火災等の発生により、従業員や保有資産の被災、必要人員の確保困難、通信障害や電力供給不足などが生じ、業務運営の継続や業績に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識しています。

このようなリスクは、過去の事例からみると、おおむね10年に1回から数回程度の頻度で発生し得るものと考えられます。

具体的には、以下のような影響を想定しています。

- FX取引事業において、業務継続が困難となり、長期間にわたり収益が喪失する
- システム開発・システムコンサルティング事業において、FXシステム等の保守・運用業務の停止、システム開発の中断による納品遅延

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

BCP(事業継続計画)の整備と訓練

トレーダーズ証券において緊急時対応を想定したBCPを策定し、代替事務所を遠隔地に確保しています。また、定期的に社内訓練を実施し、緊急時の課題抽出と備えを強化しています。

拠点分散とテレワークの活用

システム開発・保守業務においては、テレワーク体制を整備するとともに、業務拠点を国内外に分散させ、リスク軽減を図っています。具体的には、宮城県仙台市にニアショア拠点を設立し、実効性のあるリスク分散策を推進しています。

(2) 当社グループの事業戦略、経営基盤に関するリスク

自己資本規制比率が低下するリスク

トレーダーズ証券は、第一種金融商品取引業者として、金融商品取引法第46条の6に基づき、自己資本規制比率（固定化されていない自己資本をリスク相当額で除した比率）を120%以上に維持することが求められています。業績の低迷等によりこの比率が120%を下回るときには、金融当局から業務の方法の変更を命じられ、更に100%を下回るときには3月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じられる可能性があります。また、業務停止後3月を経過した日においても100%を下回り、かつ、回復する見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされており、今後、上記要件に抵触した場合、業務停止や登録取消等の行政処分を受けるリスクがあります。

このリスクは、業績の悪化に伴って自己資本が大きく減少した場合、又はリスク相当額が増加した場合に顕在化する可能性があります。具体的には、FX取引事業において業績の低迷が続き、金融当局から行政処分等を受けた結果、信用失墜が生じ、当社グループ全体の財政及び業績悪化につながる可能性を想定しています。

なお、2026年3月31日現在のトレーダーズ証券の自己資本規制比率は、662.8%となっております。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

リスク管理体制の徹底

トレーダーズ証券において、適切なリスク評価・管理を継続的に実施しています。

収益基盤の強化

顧客の預り資産及び取引量の拡大を図り、トレーディング損益の増加を通じて自己資本の持続的な積み上げに努めています。

(3) 事業活動、顧客取引に関するリスク

発注先の信用リスク

FleGrowthでは、システム開発及びシステム運用・保守において、発注先と契約を締結し、前受金又は納品時・サービス提供時に対価を受領していますが、発注先が信用不安や破綻に陥った場合、売掛金の回収不能やシステム開発の中止等により損失が発生するリスクがあります。

このようなリスクは、日常的に顕在化する可能性があるとして認識しています。

具体的には、システム開発・コンサルティング事業において、納品後に発注先の信用悪化により売掛金が回収できず、FleGrowthが損失を被る事態を想定しています。

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

信用調査の徹底

契約締結前に、発注先の財務状況や信用力を十分に審査し、信用リスクを適切に評価・判断するようFleGrowthにおいて体制を整備しています。

(4) オペレーショナルリスク、その他のリスク

役職員の不正行為によるリスク

当社グループでは、役職員による不正又は予測困難な不正行為により、ブランドイメージの毀損や信用失墜を招く可能性があります。

このようなリスクは、特定の時期に限らず、突発的に発生する可能性があるものと認識しています。

具体的には、以下のような影響を想定しています。

不正行為の発覚による風評リスクの増大

行政処分（課徴金・過怠金・業務改善命令等）の対象となる可能性

社内外の信頼性低下により事業遂行が困難となる

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

法令遵守意識の徹底

役職員向けに毎月、コンプライアンス研修を実施し、研修内容の理解度テストを実施するなど、法令遵守意識の定着を図っています。

内部管理体制及び内部監査部の体制強化

適切な内部統制環境を整備し、内部監査部による内部統制のモニタリングを行うことにより不正が発生しにくい内部統制体制を構築しています。

内部通報制度の整備

「公益通報者保護規程」を策定し、総務部、常勤監査等委員及び外部弁護士につながるホットラインを通じ、匿名・安全に通報可能な環境を整備し、不正行為の早期発見・未然防止を図っています。

外部業者への業務委託に伴うリスク

当社グループは、システム開発・コンサルティング事業における一部業務を外部業者に委託していますが、委託先によるサービス品質の低下や不正行為により、当社グループの事業運営に支障を来すリスクがあります。

このリスクも予測が難しく、いつでも顕在化し得るものと考えられます。

具体的には、以下のような影響を想定しています。

- 委託業者による個人情報・機密情報の漏洩や改ざん
- 委託業者の経営悪化による成果物の品質劣化・納品遅延

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

外部委託先の適正性確認

外部委託先管理規程を整備し、定期的に委託業者の信用状況や管理体制を確認しています。

リスクの早期把握と是正対応

委託業者の変更や業務代替策を含む対応体制を整備し、早期にリスクを把握し適切に対応できるよう努めています。

犯罪による収益の移転防止に関するリスク

トレーダーズ証券は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、顧客の本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出などの措置を講じています。しかしながら、業務の一部が法令に準拠していない場合には、行政処分や信用失墜といった影響が生じる可能性があります。

このリスクは、口座開設や取引時など、継続的に存在するものと考えられます。

具体的には、以下のような影響を想定しています。

犯罪組織による口座利用が発覚した場合、業務改善命令等の行政処分を受ける

信用失墜により顧客預り資産が減少し、取引量が減退、結果として収益が悪化し、企業価値の毀損につながる

このようなリスクに対して、当社グループでは以下の対応を進めています。

社内教育の実施

犯罪収益移転防止に関する法令遵守の意識向上を図るため、年度計画に従い、社内セミナーを継続的に実施しています。

厳格な本人確認と記録保存

同法に基づく本人特定事項の確認を徹底し、取引記録の保存や疑わしい取引の届出を確実にを行う体制を整えています。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当社グループの主力事業であるFX取引事業を中核とする金融商品取引事業は、子会社であるトレーダーズ証券株式会社（以下、「トレーダーズ証券」といいます。）において、『みんなのFX』（FX証拠金取引）、『LIGHT FX』（FX証拠金取引）、『みんなのシストレ』（自動売買ツールを利用したFX証拠金取引）及び『みんなのオプション』（FXオプション取引）、『みんなのコイン』（暗号資産証拠金取引）のサービスを提供し収益確保を図ってまいりました。また、子会社である株式会社FleGrowth（以下、「FleGrowth」といいます。）が営むシステム開発・システムコンサルティング事業につきましては、主にトレーダーズ証券向けにFX取引システムの開発および保守・運用を行っております。

当社グループの主要な事業領域である外国為替市場におきましては、主要通貨ペアの為替変動率（ボラティリティ）や市場流動性の変動、ならびに参加者構成の変化が引き続き大きな影響を及ぼしております。これらの市場環境の下、当社グループでは、次の施策を実行いたしました。

1. スプレッド・スワップポイントの改良

取引コスト競争力の向上を目的として、主要通貨ペアのスプレッドおよびスワップポイントの改良を実施いたしました。特に『LIGHT FX』にて既に業界最高スプレッド・スワップを提供している“LIGHTペア”を4月より『みんなのFX』において導入し、さらに当社史上最高水準となるスワップポイントを提供するスイスフランキャリア取引を9月より新たに導入し、中長期取引を志向する顧客層の取引拡大および預り資産の増加を図りました。

2. 流動性提供能力強化 / カバー取引先カウンターパーティの分散

安定した取引執行体制の構築を目的として、国内外の金融機関4社を新たにカバー取引先として追加し、流動性提供能力の強化およびカウンターパーティの分散を進めました。これにより、より良好な取引条件の提供とリスク管理体制の強化を図っております。

3. システム基盤の強化および取引利便性向上

来期以降に本格的な成長フェーズへの移行を見込む『みんなのシストレ』および『みんなのオプション』に関するシステム開発を推進いたしました。具体的には、取引安定性の向上に向けた取り組みとして、MT4からMT5へのシステム移行対応を完了し、UI / UXの改善等によるサービス機能の拡充を実施、来期からの本格的な成長に向け順調に進捗しております。加えて、金融業界全体で課題となっている不正取引やなりすましへの対応として、本人確認手続の高度化を目的としたeKYC（電子的本人確認）に関するセキュリティ対策を推進しております。さらにより安全かつ簡単にログインを行うための新機能としてFIDO2に対応した「パスキー」を3月28日より導入いたしました。

4. 顧客誘引・維持のためのプロモーション・サービス強化

顧客ニーズに対応したマーケティング施策として、当社の強みであるスワップポイントを訴求するキャンペーンを実施し、新規顧客の獲得および既存顧客の取引活性化を図りました。

以上の結果、営業収益合計は、13,218百万円（前年同期比211百万円減、1.6%減）となり、売上原価、金融費用を差し引いた純営業収益合計は、13,140百万円（前年同期比159百万円減、1.2%減）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は6,979百万円（前年同期比314百万円増、4.7%増）と前年より増加しました。増加の主な要因は、積極的にWeb広告を行ったことにより取引関係費が2,173百万円（前年同期比114百万円増、5.5%増）を計上したこと及びオフィスを増床したことに伴い不動産関係費が811百万円（前年同期比122百万円増、17.7%増）に増加したこと等によります。

その結果、営業利益は6,161百万円（前年同期比473百万円減、7.1%減）、経常利益は6,161百万円（前年同期比489百万円減、7.4%減）、税金等調整前当期純利益は6,163百万円（前年同期比480百万円減、7.2%減）となりました。

法人税等合計は、税金等調整前当期純利益の減少により法人税、住民税及び事業税が1,866百万円（前年同期比111百万円減、5.6%減）に減少したこと及び法人税等調整額を52百万円（前年同期比66百万円減、55.9%減）計上したことにより1,919百万円（前年同期比177百万円減、8.4%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は4,244百万円（前年同期比303百万円減、6.7%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりです。

(金融商品取引事業)

トレイダーズ証券が営む当セグメントの営業収益は13,107百万円(前年同期比194百万円減、1.5%減)、セグメント利益は5,974百万円(前年同期比135百万円減、2.2%減)となりました。

なお、FX取引事業・暗号資産証拠金取引事業の当連結会計年度末における顧客口座数、預り資産は以下のとおりとなりました。

顧客口座数	662,459口座(前連結会計年度末比	56,430口座増)
預り資産	133,295百万円(前連結会計年度末比	21,024百万円増)

(システム開発・システムコンサルティング事業)

FleGrowthが営む当セグメントの営業収益は3,182百万円(前年同期比222百万円増、7.5%増)となりました。同収益の内訳は、グループ会社であるトレイダーズ証券に対するFX取引システムの開発・保守運用等の内部売上が3,063百万円(前年同期比230百万円増、8.1%増)、外部顧客に対する売上が119百万円(前年同期比8百万円減、6.0%減)であります。セグメント利益は667百万円(前年同期比82百万円増、14.0%増)となりました。

当期の財政状態の概況

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比較して40,707百万円増加し、165,756百万円となりました。これは主に、現金及び預金が3,618百万円減少した一方、顧客分別金信託が38,494百万円、外国為替差入証拠金が5,476百万円増加したことによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末と比較して38,244百万円増加し、145,877百万円となりました。これは主に、外国為替受入証拠金が38,995百万円増加した一方、未払法人税等が689百万円減少したこと等によるものです。

純資産は、前連結会計年度末と比較して2,463百万円増加し、19,878百万円となりました。これは主に、剰余金の配当971百万円及び自己株式の取得1,098百万円により減少した一方で、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が4,244百万円及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分163百万円等により増加したことによります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」といいます。)は、営業活動により795百万円減少、投資活動により974百万円減少、財務活動により1,968百万円減少しました。この結果、資金は、前連結会計年度末と比較して3,719百万円減少し、8,371百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及び当該増減の要因は、以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金は、795百万円の支出超過(前年同期は6,473百万円の収入超過)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益6,163百万円により資金が増加した一方、FX取引にかかる短期差入保証金の増加5,433百万円及び法人税等支払額2,418百万円の支出等により資金が減少したものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金は、974百万円の支出超過(前年同期は607百万円の支出超過)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出355百万円、長期前払費用の取得による支出219百万円並びに投資有価証券の取得による支出170百万円等により資金が減少したものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金は、1,968百万円の支出超過(前年同期は2,582百万円の支出超過)となりました。これは主に、配当金の支払による971百万円の支出並びに自己株式の取得による1,098百万円の支出等により資金が減少したものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
システム開発・システムコンサルティング事業(百万円)	119	6.0

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 「金融商品取引事業」及び「その他」につきましては、生産活動を行っていないため記載を省略しております。

b. 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
システム開発・ システムコンサルティング事業	193	16.9	73	30.1

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 「金融商品取引事業」及び「その他」につきましては、受注生産形態をとっていないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
システム開発・システムコンサルティング事業(百万円)	119	6.0

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

金融商品取引事業の業務の状況

a. FX取引の売買等の状況

区 分		前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
米ドル	(百万ドル)	3,289,145	3,547,586	7.9%
メキシコ	(百万ペソ)	1,127,688	512,117	54.6%
豪ドル	(百万ドル)	240,806	326,851	35.7%
ユーロ	(百万ユーロ)	251,675	259,306	3.0%
トルコリラ	(百万リラ)	148,574	181,465	22.1%
英ポンド	(百万ポンド)	141,818	135,279	4.6%
ハンガリーフォリント	(百万フォリント)	33,200	55,340	66.7%
南アフリカランド	(百万ランド)	46,111	44,402	5.7%
ニュージーランドドル	(百万ドル)	42,809	29,131	31.9%
チェコ コルナ	(百万コルナ)	26,123	25,987	0.5%
その他	(百万通貨単位)	12,957	22,615	74.5%
合計	(百万通貨単位)	5,360,911	5,140,083	4.1%

(注) 「その他」には、FXオプション取引並びに暗号資産証拠金取引を含めております。

b. 自己資本規制比率

(単位：百万円)

		前連結会計年度 2025年3月31日	当連結会計年度 2026年3月31日
基本的項目	(A)	13,815	15,515
補完的項目	その他有価証券評価差額金等	-	-
	金融商品取引責任準備金等	-	-
	一般貸倒引当金	0	0
	長期劣後債務	-	-
	短期劣後債務	-	-
計	(B)	0	0
控除資産計	(C)	445	420
固定化されていない自己資本の額 (A)+(B)-(C)	(D)	13,369	15,094
リスク相当額	市場リスク相当額	8	56
	取引先リスク相当額	219	402
	基礎的リスク相当額	1,674	1,818
	控除前リスク相当額 (F)	1,902	2,277
	暗号資産等による控除額 (第17条関係) (G)	-	-
計 (F)-(G) (E)	(E)	1,902	2,277
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100		702.6%	662.8%

(注) 1. 金融商品取引業を営む子会社であるトレイダーズ証券の自己資本規制比率を記載しております。

2. 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」で定められた計算方法により算出しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績や状況等を勘案して合理的と考えられる様々な要因に基づき判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

a. 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるると判断した将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金について繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の見積り及び繰延税金資産の回収可能性の判断等に当たっては、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、課税所得の見積りは将来の経営環境の変化や当社グループの事業活動の推移、その他の要因により変化します。なお、将来、課税所得の予測に影響を与える諸要因に変化があり、当社が繰延税金資産の回収可能性がないと判断した場合には繰延税金資産を取り崩す処理を行うため、連結損益計算書の法人税等調整額が増加し、親会社株主に帰属する当期純利益が減少する可能性があります。

b. 固定資産の減損処理

当社グループは、主にインターネットを通じた金融商品取引事業を営んでおり、これらの事業に関する取引システム等については当社グループで開発しているため、多くの固定資産を保有しております。これらの保有する固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の兆候があり、減損損失を認識すべきであると判断した場合には、固定資産の減損処理を行っております。なお、将来、営む事業の収益性の悪化や経営環境の変化等により、減損損失の追加計上が必要となる可能性があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、以下のとおりです。

a. 営業収益

当連結会計年度の営業収益は前連結会計年度に比べ減少しました。当連結会計年度における金融商品取引事業におけるFX市場は、歴史的な為替相場変動局面が追い風となった前期とは対照的に、当期は年間通じてボラティリティが低下し、長期のレンジ相場を形成しました。このような低ボラティリティの相場環境でも、第1四半期から第3四半期における営業収益は約30億円を確保してきました。一方、第4四半期においては、預り資産・顧客建玉・有効証拠金の積み上がりを背景に、1月のニューヨーク連銀による「レートチェック」観測を要因とした介入警戒感の高まりや2月の衆院選後の与党大勝に伴う政権安定への期待高まり、米国によるイラン攻撃などによる高いボラティリティ環境を捉え取引が拡大し、前連結会計年度第2四半期を抜き、過去最高の四半期営業収益まで伸長しました。

金融商品取引事業においては、戦略的なマーケティングによる費用対効果の向上を図るとともに、『LIGHT FX』にて既に業界最高スプレッド・スワップを提供している“LIGHTペア”についてスイスフランクロスを導入するなどお客様の需要が高いプロダクトを創出してまいりました。

4月より『みんなのFX』において導入し、さらに当社史上最高水準となるスワップポイントを提供するスイスフランキャリア取引を9月より新たに導入するなど商品力の高いプロダクトの提供に加え、来期以降に本格的な成長フェーズへの移行を見込む『みんなのシストレ』および『みんなのオプション』に関するシステム開発を推進するなどお客様目線に立った魅力ある施策を実行し、お客様に継続して取引を行っていただけるサービスの提供を心掛け事業を推進してまいりました。今後も、お客様に安全で快適な取引を行っていただけるよう最新のシステム環境の整備充実を図るとともに、魅力ある商品の提供を実現するよう同事業を営むトレイダーズ証券に求めていくことが重要であると認識しております。

システム開発・システムコンサルティング事業においては、FieGrowthがグループ会社のトレイダーズ証券向けのオンラインFX取引システムの追加開発を行い機能・安全性の強化に注力したことにより、グループ外部への売上は前連結会計年度に比べ減少しました。今後も品質の高いシステムをお客様に提供できるように、FieGrowthには、同社の海外子会社を含めてシステム開発・運用管理体制のより一層の整備・強化に努めるよう求めていくとともに、トレイダーズ証券向けのデリバティブ商品の多様化を早期に実現するため商品開発のスピード向上に向けた対応を求めていくことが重要であると認識しております。

b. 純営業収益

当連結会計年度の純営業収益は、前連結会計年度に比べ減少しました。減少の主な理由は、上記 a. と同様の理由により営業収益が減少したことによるものです。

c. 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ減益となりました。営業収益が減少したことに加え、販売費及び一般管理費が増加したことによります。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費が増加した第 1 の理由は不動産関係費の増加です。不動産関連費増加の主な理由は、オフィス増床を行ったことです。第 2 の理由は研究開発費の増加です。研究開発費増加の主な理由は、次期取引システム並びに顧客管理システムの開発を推進してきたことによります。

その結果、販売費及び一般管理費合計は前連結会計年度と比較しますと約4.7%増加しました。

販売費及び一般管理費については、費用が適正に配分されているか、支出金額は適正な水準となっているか等を継続して注視してまいります。

d. 経常利益

当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度に比べ減益となりました。減益の主な理由は、上記 c. 営業利益が減益したことによります。

e. 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ減益となりました。減益の主な理由は、上記 d. 経常利益までの利益が減益したことによります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。

(金融商品取引事業)

トレイダーズ証券が営む当セグメントの営業収益は、「当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 a. 営業収益」に記載したとおりです。営業収益が前連結会計年度に比べ194百万円減少しましたが、販売費及び一般管理費が前連結会計年度に比べ40百万円減少したことで、セグメント利益は前連結会計年度を135百万円下回りました。

トレーディング損益増加の源泉となる顧客預り資産の当連結会計年度末残高は、133,295百万円となり、前連結会計年度末に比べ21,024百万円増加しました。

証券会社の財務指標となる自己資本規制比率は当連結会計年度末 662.8% (前連結会計年度末 702.6%) となり、財務の健全性を維持しております。

(システム開発・システムコンサルティング事業)

FleGrowthが営む当セグメントの営業収益は、トレイダーズ証券からのFX取引システムの利用料及び外部へのシステム等に係る保守運用収入及び販売収入からなります。当連結会計年度における外部売上は、システム開発等の販売収入が減少し、前連結会計年度を7百万円下回りました。一方内部売上は、主にトレイダーズ証券のトレーディング損益が安定的に推移したことによりレベニューシェア型である同システム利用料収入等が増加したことにより、前連結会計年度に比べ230百万円増加しました。その結果、当セグメントの営業収益は、前連結会計年度を222百万円上回りました。販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ研究開発費等の増加により211百万円増加しました。その結果、セグメント利益は、前連結会計年度を82百万円上回りました。

FleGrowthではFX取引システム等の金融商品取引システムの開発を中心に行っており、優秀な開発人員の確保を含め、システム開発・運用管理体制を整備・強化し、当グループ内外へのシステムの安定的な提供を可能とする体制構築を図っております。

翌連結会計年度においては、「第 2 [事業の状況] 1 [経営方針、経営環境及び対処すべき課題等] (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 地政学的リスクへの対応」に記載しましたとおり、国内拠点における中長期的に安定したシステム開発体制の整備・拡充と専門要員の確保によるシステム品質の向上に向けて取り組むことで、中国・ベトナム・日本の3拠点における金融取引システムの開発・運用監視業務のバランスを重視した相互補完体制の構築を推進するために一定の投資を行ってまいります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、当社グループを取り巻く経営環境・事業環境・システム環境等の面から業績に影響を及ぼす事項について「第 2 [事業の状況] 3 [事業等のリスク]」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、以下のとおりです。

a. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 財務政策

当社グループが注力するFX取引事業は、カバー先金融機関に預託する証拠金や日々の取引損益の値洗いに伴う決済金、顧客区分管理信託の受払に伴う立替資金等多額の運転資金が必要となるため、事業を安定化させるためには多額の長期安定資金の確保が必要となります。資金繰りにおいては顧客の取引損益の増減により生じる日々のカバー先金融機関との決済、顧客区分管理信託の受払に関する必要額が予見しづらく、時として多額に上ることも想定されるため、手許の待機資金を十分厚く保持することが必要になります。とりわけ、海外カバー先金融機関からの資金の受取は1～2営業日の日数を要するため、トレーダーズ証券が一時的に多額の資金を立替えなくてはならない可能性があります。

当社グループの財務基盤は、業績の回復にともなう利益の積み上げで着実に資金が増加するとともに、金融機関からの借入枠の拡大も行いました。しかしながら、当社の資金は、上記の資金需要をまだ十分に満たすには至っていないため、今後も金融機関に対する融資の交渉を続けるとともに、事業運営上の安定化を促進させるための取り組みを行ってまいります。また、万が一、将来において業績が悪化する等の状況に陥り、資金調達が必要と判断した場合には、金融機関等からの借入だけにとどまらず、第三者割当増資又は新株予約権等のエクイティ・ファイナンス及び社債等のデット・ファイナンス等、可能な限りの資金調達方法を検討し、実行することを考えております。

5【重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
トレーダーズ証券 (連結子会社)	三菱UFJ信託銀行(株) 及び受益者代理人	日本	外為顧客区分 管理信託契約	2001年6月1日	顧客から預託を受け た外国為替証拠金に 係る金銭の区分管理 に関する契約	2001年6月1日 ~2003年5月31日 (期間更新条項あり)
	SBIクリアリング信 託(株)及び受益者代 理人	日本	顧客区分管理 信託契約	2019年12月23日	顧客から預託を受け た外国為替証拠金に 係る金銭の区分管理 に関する契約	2019年12月23日 ~2020年3月31日 (期間更新条項あり)
	SBIクリアリング信 託(株)及び受益者代 理人	日本	顧客区分管理 信託契約 (暗号資産関 連デリバティ ブ取引)	2022年1月14日	顧客から預託を受け た暗号資産関連デリ バティブ取引等に係 る金銭の区分管理に 関する契約	2022年1月14日 ~2022年3月31日 (期間更新条項あり)
	(株)三井住友銀行 及び受益者代理人	日本	顧客区分管理 信託契約	2024年3月29日	顧客から預託を受け た外国為替証拠金に 係る金銭の区分管理 に関する契約	2024年3月29日 ~2025年3月31日 (期間更新条項あり)

6【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は332百万円となっており、報告セグメントごとの研究開発活動の状況及び研究開発費の金額は次のとおりであります。

(システム開発・システムコンサルティング事業)

当事業を営むFleGrowthは、主にFX取引システムの開発及び生成AIを用いたDX領域のソリューションサービスに関する研究活動を行っております。当該研究開発活動の主な内容は、次世代顧客管理システムの開発、FX取引にかかる顧客管理システム及び生成AIを活用した社内業務効率化ツールの開発等です。

なお、当事業の研究開発費は332百万円です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、440百万円であります。その主なものは、FleGrowthによるオンラインFX取引システムの開発であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

主要な設備につきましては、建物39百万円、工具、器具及び備品14百万円並びに機械装置及び車両運搬具6百万円があります。

当社は本社事務所を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は65百万円であります。

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
トレーダーズ証券 (東京都渋谷区)	金融商品取引事業	営業設備	47	33	9	89	79
FleGrowth (東京都渋谷区)	システム開発・ システムコンサル ティング事業	営業設備	25	14	856	897	44

(注) 上記のほか、子会社は本社事務所を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は142百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,000,000
計	42,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月16日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	29,538,647	29,538,647	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	29,538,647	29,538,647	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2023年7月19日	2024年7月17日	2025年4月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 22名 当社子会社取締役 4名 当社子会社従業員 95名	当社及び当社子会社従業員 24名	当社従業員並びに子会社取締役及び従業員 46名
新株予約権の数(個)	8,336 [8,134]	602 [602]	1,247 [1,235]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 833,600 [833,600]	普通株式 60,200 [60,200]	普通株式 124,700 [124,700]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	626	820	836
新株予約権の行使期間	自 2025年7月20日 至 2033年7月19日	自 2026年7月18日 至 2034年7月17日	自 2027年4月18日 至 2035年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 626 資本組入額 313	発行価格 820 資本組入額 410	発行価格 836 資本組入額 418
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が、当社の従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む)又は当社子会社の取締役若しくは従業員(再雇用規程により嘱託となった場合を含む)の何れもの地位を喪失した場合、その後、新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。</p> <p>(a) 行使期間の開始日(以下「起算日」という。)から1年間 当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の30%</p> <p>(b) 起算日から1年を経過した日から1年間 当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の40%</p> <p>(c) 起算日から2年を経過した日から1年間 当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%</p> <p>(d) 起算日から3年を経過した日から1年間 当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の60%</p> <p>(e) 起算日から4年を経過した日から1年間 当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の70%</p> <p>(f) 起算日から5年を経過した日から1年間 当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の80%</p> <p>(g) 起算日から6年を経過した日から1年間 当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の90%</p> <p>(h) 起算日から7年を経過した日から行使期間の末日まで 当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて</p>		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。		

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社は、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下、総称して「合併契約等」という。）の規定に従い、新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を交付することができる。</p> <p>の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。</p> <p>(a) 交付される新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社等の株式の数 交付時の承継新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。 承継目的株式数 = 合併等の効力発生直前における目的株式数 × 合併契約等に定める当社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）</p> <p>(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。</p> $\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$
---------------------------------	---

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年8月10日 (注)	377,700	29,538,647	64	1,564	58	558

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものです。

発行価格 326円

資本組入額 170円

割当先 当社取締役4名(社外取締役を除く)

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	4	19	50	74	22	9,971	10,140	-
所有株式数 (単元)	-	2,959	13,540	107,642	38,621	1,440	129,233	293,435	195,147
所有株式数の 割合(%)	-	1.00	4.59	36.44	13.08	0.49	44.40	100	-

(注) 自己株式3,175,224株は、「個人その他」に31,752単元、単元未満株式の状況に24株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社Kパワー (注)2	東京都品川区上大崎2-7-26	5,875,400	22.29
有限会社ジェイアンドアール	東京都品川区上大崎2-7-26	3,355,560	12.73
金丸 多賀	東京都品川区	1,040,015	3.94
BNP PARIBAS LUXEMBOURG /2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	33 RUE DE GASPERICH,L-5826 HOWALD- HESPERANGE ,LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3-11-1)	974,000	3.69
株式会社旭興産	東京都品川区上大崎2-7-26	788,720	2.99
金丸 貴行	東京都品川区	777,100	2.95
福井 利彦	兵庫県西宮市	744,900	2.83
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN EQUITY PREMIUM FUND OF UBS UNIVERSAL 620373 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	89 NEXUS WAY CAMANA BAY GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS KY1-9007 (東京都港区港南2-15-1 品川インターシ ティA棟)	698,000	2.65
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 決済事業部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1-4-5)	652,409	2.47
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	525,408	1.99
計	-	15,431,512	58.53

(注) 1. 当社は、自己株式3,175,224株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 株式会社Kパワーについては、2026年5月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2026年5月11日現在で当社株式6,915,400株を保有している旨が記載されております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,175,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,168,300	261,683	-
単元未満株式	普通株式 195,147	-	-
発行済株式総数	29,538,647	-	-
総株主の議決権	-	261,683	-

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
トレイダーズ ホールディングス(株)	東京都渋谷区恵比 寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンブ レイスタワー	3,175,200	-	3,175,200	10.75
計	-	3,175,200	-	3,175,200	10.75

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
株主総会(2025年6月25日)での決議状況 (取得期間 2025年6月26日~2025年6月30日)	780,000	1,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	780,000	797
残存授権株式の総数及び価額の総額	-	202
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	20.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	20.2

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2025年10月31日)での決議状況 (取得期間 2025年11月4日~2025年11月28日)	375,000	300
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	329,900	299
残存決議株式の総数及び価額の総額	45,100	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	12.0	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	12.0	0.0

(注) 2025年10月31日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は、2025年11月26日の自己株式の取得をもって終了しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	860	0
当期間における取得自己株式	200	0

- (注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
 2. 当期間における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
 3. 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った 取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬による 自己株式の処分)	172,300	201	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	43,700	27	17,100	10
保有自己株式数	3,175,224	-	3,158,324	-

- (注) 1. 当事業年度における「その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)」は、2025年7月16日開催の取締役会決議に基づき実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分であります。
2. 当期間における処理自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。
3. 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めていません。

3【配当政策】

当社は、グループ目標達成に向けて将来の事業展開を総合的に勘案し、経営基盤強化のために必要な内部留保にも留意しながら、連結純資産配当率（DOE）4%を目安に年2回の安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。なお、2026年4月30日公表の「配当方針の変更に関するお知らせ 連結純資産配当率（DOE）目安引き上げ（4%以上から「5%以上」へ引き上げ）」のとおり、2027年3月期以降の配当方針につきましては、DOE 5%目安に配当を継続して行う方針に変更しております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。また、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、同基本方針を基に当期の好調な通期連結業績の見通しを踏まえ、前期実績の32円00銭から1株当たり8円増配し40円00銭（年間増配率25%）とする予定であります。中間配当として1株につき16円00銭をお支払いしておりますので、2026年6月24日開催予定の第27回定時株主総会で期末配当を24円00銭とすることを決議する予定であります。

2027年3月期の中間配当につきましては、1株当たり22円を計画しております。2027年3月期の期末配当につきましては、1株当たり23円を計画しております。

当社は、配当の成長率と透明性、そして安定化に注力し、株主の皆様からのご支援に改めてまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
2025年10月21日 取締役会決議	426	16.00
2026年6月24日 定時株主総会決議(予定)	632	24.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社グループでは、「金融サービスを通じて、社会・経済の発展に貢献する」「金融サービスにおける革新者を目指す」「健全な事業活動を通じて、関わる全ての人を大切にすること」をグループ経営理念として掲げております。

また、当社グループでは、今後の私たちのすべての活動の原点・指針となる、以下のミッション・ビジョン・バリュー及びタグラインを策定しております。

・ミッション

Create the New Values 新たな価値を創造し続ける

・ビジョン

お客様から最も信頼される“FinTech”グループとなり、だれもが未来に投資できる社会を実現させる

・バリュー

トレイダーズホールディングス株式会社

関わるすべての“人”を大切にしながら、コンプライアンスとダイバーシティ（多様性）を尊重した経営で、変革にチャレンジし続ける

トレイダーズ証券株式会社

金融リテラシーの向上に貢献しながら、お客様と社会が求める新たなサービスの提供にチャレンジし続ける

株式会社FleGrowth

競争力のあるサービスを提供しながら、スピード感をもって安定的かつ革新的なシステム開発にチャレンジし続ける

・タグライン

“金融をもっと面白く。”

当社グループがこれまで携わってきた金融リテラシーの有無を問わず、誰もが安心して投資を行いやすい環境づくりへの挑戦や、お客様目線に立ってサービスを提供してきた実績を踏まえて、「金融」そのもののハードルを下げ、投資への期待感やワクワク感を抱いていただきたいという想いを込めています。

当社は、このミッション・ビジョン・バリューを踏まえ、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものとして認識しております。

具体的には、社長以下、当社グループの経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社グループの営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査等委員会が独立性を保ち十分な監査及び監督の機能を発揮すること等が重要であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

・企業統治の体制の概要

当社は、2024年6月26日開催の定時株主総会において、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

有価証券報告書提出日（2026年6月16日）現在における当社の企業統治の体制は、以下のとおりです。

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値の向上を図っております。

取締役会については、効率的かつ機動的な意思決定を行うよう、定例の取締役会を月次で、また、必要に応じて随時開催し、定款及び会社法等法令諸規則に則り、経営の意思決定機関、監督機関として運営されています。代表取締役会長兼社長（金丸貴行）を議長とした取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（金丸貴行、金丸武嗣、新妻正幸、市川正史、川畑大輔）及び監査等委員である取締役3名（小俣真一、菅川洋、浅枝謙太）の合計8名で構成されております。このうち半数の4名（市川正史、川畑大輔、菅川洋、浅枝謙太）は会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。社外取締役のうち3名は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく独立性を維持して、独立役員として取締役会において業務執行の監督や必要な意見表明を行っております。また、社外取締役及び常勤監査等委員による非業務執行役員会を毎月定例で開催し、取締役決議事項やその他グループ経営

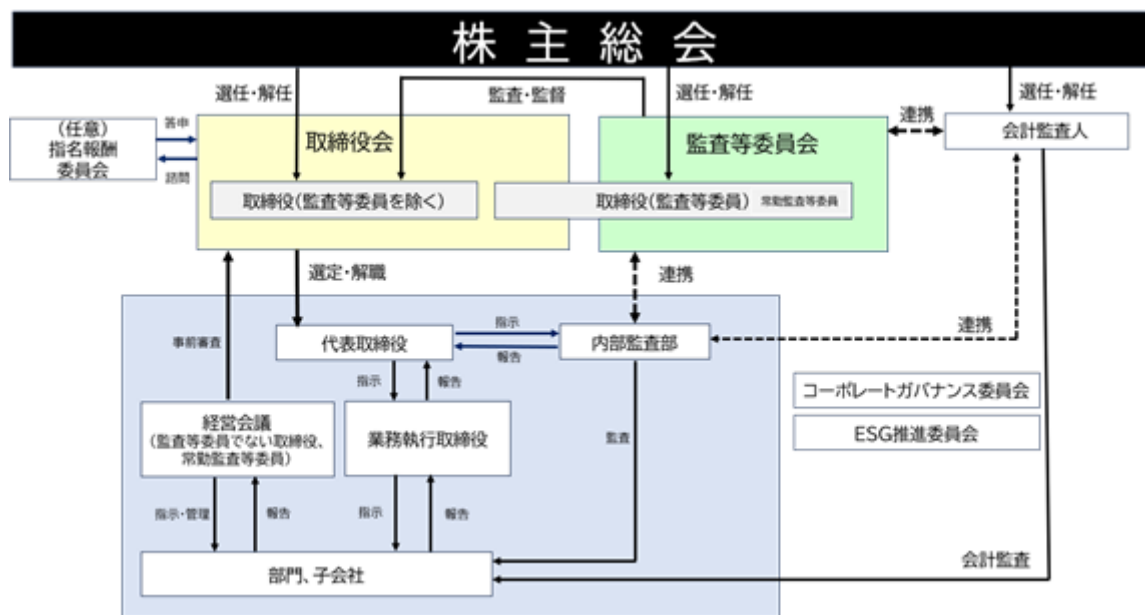
に関する重要事項に関する情報共有や意思決定に際しての事前の意見交換を実施することで、社外役員間での密な連携を確保しております。

監査等委員会については、常勤の監査等委員小俣真一と、監査等委員である社外取締役菅川洋及び監査等委員である社外取締役浅枝謙太の合計3名で構成されており取締役の職務の執行状況等についての監査を行い、会計監査人と連携を行うなど有効に監査が行われるよう努めております。常勤監査等委員は、常勤者としての特性を活かして、社内定期会議への参加、経営幹部・社員との定期ヒアリングの実施、意思決定稟議等の業務執行プロセスの確認等を通じて、日常的に経営に関わる案件はもとよりグループ会社の詳細な情報収集と監視に努めており、監査等委員である社外取締役に対して、自身の知見も加えて解説することで、監査等委員である社外取締役の理解を促進させ、監査等委員会としての監査・モニタリングの実効性の高度化を図っています。また、過半数を占める社外取締役の監査等委員はそれぞれ、税理士及び弁護士資格を有しており、税務・会計や企業法務に関する高い専門性と厳格な職業倫理から透明性の高い監査を行います。監査等委員である取締役は重要な会議体へ出席し、決議事項や活動状況に係る報告を求め、又は指定する項目の付議を求める権限を付与し、代表取締役、内部監査部門との連携を深めることにより、組織監査の機能が有効に働くよう努めています。

また、取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性、透明性、公正性を強化することにより、実効的なコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しております。主な役割としては、取締役会から諮問を受けた取締役の選解任の方針や基準、取締役の報酬体系や報酬決定方針等の事項に関する審議・答申を行うこととしております。

さらに、コーポレートガバナンス委員会（委員長：当社顧問弁護士、委員：全ての取締役）を設置し、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方や課題等について情報共有及び意見交換を行っています。また適宜、外部有識者を招いての講演なども実施し、ガバナンス充実化のための取締役トレーニングの一環としても活用しております。なお、コーポレートガバナンス委員会の委員は、監査等委員会が推薦をし、取締役会が選任して構成されており、委員は、同委員会で策定又は確認された方針及び事項を代表取締役及び取締役会に提言することができるものとしています。

業務執行・監視の仕組みについては、以下に示すとおりであります。



・当該体制を採用する理由

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる業務執行とコーポレートガバナンスのより一層の強化を図るためには、自ら業務執行をしない社外取締役を複数選任することで多角的な視座と高度な専門的知見を基にして業務執行と監督機能の分離を図ること、また、監査等委員である取締役にも取締役会の議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能をより一層強化すること、さらには重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任することにより、機動的な意思決定の実現を推進できることなどから、監査等委員会設置会社の体制を選択しています。

企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、以下のとおりであります。

当社は、適切な企業統治を行うためには、内部統制システムの構築が不可欠であると考えており、会社法・同施行規則に従い、2024年6月26日開催の取締役会において「内部統制に関する基本方針」を決議し、その後、内容を見直し、現行の「内部統制に関する基本方針」は、当社ウェブサイト (<https://www.tradershd.com/sustainability/governance/basic/>) に掲載しておりますが、その概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループでは、「トレーダーズグループ・コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンスの基本方針」、「倫理コード」等を定め、取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うのみならず、より高い倫理性をもって価値ある金融サービスを顧客に提供する。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- (4) 監査等委員である取締役は、法令が定める権限を行使し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。
- (5) 取締役及び外部有識者を交えたコーポレートガバナンス委員会を定期的開催し、企業統治等に係る意見交換等を行う。
- (6) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、内部管理統括責任者の監督の下、金融商品取引法その他の法令を遵守した業務運営を行う。
- (7) 社内外の通報窓口（法律事務所、当社総務部及び常勤監査等委員）につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- (8) 使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、懲罰委員会による処罰の対象とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- (2) 保存書類は、取締役の閲覧要請があった場合、遅滞なく閲覧ができる状態を保つ。
- (3) 情報セキュリティに関する諸規程を定めるとともに、当社グループのITシステムを一元的に管理する子会社を中心となって、情報資産の保護及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- (2) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社は、リスク管理委員会及びシステムリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」及び「リスク管理規程細則」等の社内規程に基づき、リスク管理担当役員の監督の下、各部門の役割を明確にしたうえで、リスク管理を実施する。
- (3) 当社及び事業子各社は、災害、事故、システム障害等の不測の事態や重大な事態の発生に備え、企業防衛や事業継続の観点から適切な危機管理活動を行うための「コンティンジェンシー・プラン」を定める。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
- (2) 取締役及び使用人は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
- (3) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、月次で定例開催する当社取締役会、及び定例で開催する常務会・経営会議等において子会社及び関係会社（以下「子会社等」と言う。）の代表取締役等より報告を受け、子会社等の事業運営、業務執行、リスク管理、それらの方向性や情報共有を図る。
- (2) 「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に従い、当社は経営会議において子会社等から報告を受け、当社グループの管理を行う。
- (3) 当社の内部監査部は、法令及び「内部監査規程」の範囲内で子会社等の内部監査を実施する。
- (4) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それらの評価を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び当該使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員会の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - (2) 監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - (3) 監査等委員は、監査等委員会の補助者の取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
 - (4) 監査等委員は、監査等委員会の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
7. 監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、コンプライアンス・リスク管理に関する重要な事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (3) 子会社においては、前2項の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換えて準用する。
8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）が監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
 - (2) 公益通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。
 - (3) 子会社においては、第1項の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（監査等委員会の補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換え、前項と併せて準用する。
9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 「監査等委員会規則」に従い、監査等委員会は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について、決議することができる。
 - (2) 監査等委員は、職務の執行上において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、代表取締役と相互の意思疎通を図り、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行うため、定期的な会合を持つものとする。
 - (2) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - (3) 監査等委員会は、内部監査部門と内部監査計画について事前の協議を行う。また、内部監査部門は、監査結果等について定期的に監査等委員会に報告し、監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
 - (4) 監査等委員は、当社及び子会社の会議等について、オブザーバとして出席し、また会議等に議題及び検討事項を提出する等の権限を有する。また、監査等委員会は、内部監査部門や、子会社の監査役、子会社の監査・検査の各部門と定期的に情報交換を行い、連携を強化する。

当社グループでは、上記「内部統制に関する基本方針」にしたがって、内部統制システムの構築・維持を図るとともに、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用に努めております。

また、当社グループの事業の中核を占めるトレーダーズ証券では、経営トップを含めたコンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びシステムリスク管理委員会の開催、コンプライアンス及びリスク管理の徹底、内部管理統括責任者を中心に実効性ある内部管理体制の整備により、各部署の責任者による一次チェック、内部管理部門による二次チェック及び検査部による三次チェックを行うチェックプロセスを業務フローの中に組み込み、業務執行の適正化を図っております。

さらに、当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断の取り組みとして、当社及びトレーダーズ証券の「内部統制に関する基本方針」の中で、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の一環として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する旨を明示し、ホームページで公表するとともに、当社グループ内の体制整備に努めており、トレーダーズグループコンプライアンス・マニュアルやグループ各社における関連規程においても反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わないものとしております。

また、当社の子会社の業務の適正性を確保するため、当社は、「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に基づき、当社経営会議において、子会社等から報告を受け、当社グループの管理を行う体制を整備し、子会社等の事業が有するリスクを定量的又は定性的に把握し管理するよう努めています。

主な子会社の財務状況及び事業の状況に関しては、毎月開催する当社取締役会及び定例で開催する経営会議において子会社の代表取締役等から、子会社の事業運営、業務執行、リスク管理等の各状況や方向性の報告を課し管理を行っております。

また、当社、トレーダーズ証券及びFleGrowthに対しては、上記報告の他、同社役職員を対象としたコンプライアンス研修を定期的実施し、グループ企業のコンプライアンス体制強化に努めております。

内部監査と監査等委員会による監査の状況については、以下のとおりであります。

当社は、代表取締役を内部監査担当役員とし、内部監査部門に当社及びグループ子会社の内部監査を行う担当者3名を配置するとともに、トレーダーズ証券においては検査部、FleGrowthにおいては内部監査室を設置しております。

また、当社では、「内部統制に関する基本方針」及び「内部監査規程」の定めにしたがって、監査等委員会と内部監査部門が定期的に、又は必要に応じて開催する会議等を通じ、監査等委員会による監査と内部監査の相互補完及び相乗効果の発揮に努めております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社グループが営む事業において生じ得る様々なリスクについて、社内の各部門及び各事業会社からリスク情報を収集して的確に把握し、経営トップの主導による内部統制システムの構築、効率的な経営資源の配分等を通じて、当社グループ全体のリスクの管理、低減を図っています。とりわけ、当社グループの主要な事業を担うトレーダーズ証券においては、同社にリスク管理部門を設置し、「リスク管理規程」等に基づき、外国為替取引事業及び証券取引事業に係る基礎的リスク、市場リスク、取引先リスクを自己資本規制比率として定量的に把握、管理を行っております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1．業務の適正を確保するための体制

当社の取締役が、月次で定例開催する当社取締役会、及び定例で開催する経営会議において子会社の代表取締役等より報告を受け、子会社等の事業運営、業務執行、リスク管理、それらの方向性や情報共有を図り、業務執行が適正に行われているか監督するとともに、各連結子会社の重要事項の決定については当社で事前承認を行っております。また、「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に従い、当社は経営会議において子会社等から報告を受けています。

また、財務報告の信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、当社グループにおける内部統制の有効性の評価を実施しており、その経過及び結果を取締役に報告しています。

2．コンプライアンス体制

当社ではグループ全体で適用する「トレイダーズグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、グループとしてのコンプライアンス体制の維持・強化のために、全役職員が遵守しなければならない基本原則を定め、各社内に周知・徹底するとともに、コンプライアンスに関する社内研修を定期的実施しています。

また、当社及び国内子会社は内部通報者の保護に関する規程を整備し、当該通報者（利用者）が不利益を被らないよう厳重な措置を講じ、通報並びに違反行為の発覚時には、迅速かつ適切に対応して違反者には厳正な処分を行うとともに、真因分析を行い、再発防止策を講じることとしています。

さらに、顧問弁護士と全ての取締役で構成されるコーポレートガバナンス委員会を定期的開催し、外部有識者との情報交換や研修、また、直近の企業統治に関わる課題等に関する意見交換や協議を行っています。

3．情報保存管理体制

「文書管理規程」の定めに基づき、当社及び子会社における重要な会議体の議事録等を含む重要文書を適切に保管し、当社の取締役、監査等委員会及び内部監査部門が必要に応じて、重要文書を閲覧できる状況を整備しています。

また、システム子会社が、当社及び子会社の情報セキュリティ管理を一元的に行っている他、証券子会社では、定期的にシステムリスク管理委員会を開催することで、情報セキュリティ対策の実効性の確保と維持向上に努めています。

4．取締役及び使用人の職務執行体制

取締役会において、重要事項に関する審議・決議を行い、主要部門及び各子会社の業務執行状況について報告が行われています。

また、「稟議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」に各部門の業務分掌や決裁基準を定め、効率的かつ適切な職務執行体制を維持しています。

5．監査等委員会の監査体制

監査等委員会において、監査体制の状況に関して情報共有・意見交換を行っています。

また、常勤監査等委員は、当社及び子会社の取締役及び主要部門長に対して定期的に業務執行の状況を確認するとともに、当社グループにおける全ての重要な会議体に参加し、かつ内部監査部門及び会計監査人とも連携することで、実効性のある監査体制を構築しています。

・責任限定契約の内容の概要

当社と、各非業務執行取締役は、会社法第426条第1項及び第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同契約は、非業務執行取締役としての職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、当該非業務執行取締役の損害賠償責任を最低責任限度額（会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額）に限定する旨を約しています。

・役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

・役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役全員（連結子会社含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

・取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

・取締役会で決議できる株主総会決議事項

（自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議により、会社法第165条第2項の定めに基づき、市場取引等を通じて自己株式を取得できる旨を定款に定めています。これは、柔軟な資本政策を可能とする他、利益還元手段の選択肢を確保し、状況に応じて機動的に対応できるようにするためであります。

（取締役の責任減免）

当社は、取締役会の決議により、会社法第426条第1項に基づき、職務の執行について善意かつ重大な過失がない場合は取締役の損害賠償責任を法令が定める範囲内で減免できる旨を定款に定めています。これは、報酬に比して過大な責任を負わせることなく、優秀な人材の確保及び適切な経営判断に資するためであります。

（中間配当）

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。これは、利益還元手段の選択肢を確保し、状況に応じて機動的に対応できるようにするためであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する方針や、いわゆる同意なき買収の防衛策等について、取締役会等の会議体での決議はしておりません。

しかし、当社グループのリテール向け金融デリバティブ取引の事業は、一部の他社にとってはプレミアムが高い可能性があり、企業価値を損ない、株主利益を毀損する買収提案等が行われる可能性を完全に否定することはできません。

したがって、当社は、平時の経営対策として、株主構成を安定化すること、当社と相乗効果を発揮し得る企業との提携を図ること、IR活動を強化して当社方針に対する投資家の理解を得ること、並びに利益と純資産を向上させて株価を高め、時価総額の増加を図ること等を目指し、これらに取組んでおります。

取締役会及び指名報酬委員会の活動状況

a. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を18回（定時12回及び臨時6回）開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
金丸 貴行	18	18
新妻 正幸	18	18
金丸 武嗣	18	18
市川 正史	18	18
川畑 大輔	18	18

取締役会における具体的な検討内容は、以下のとおりであります。

テーマ	具体的な検討内容
機関	取締役に関する各種人事 株主総会の決議により委任された事項
株式	自己株式の取得 譲渡制限付株式報酬の支給の内容 グループ従業員等への新株予約権（ストック・オプション）の付与
重要な契約	事業子会社における業務運営上の重要契約
経営	経営方針及び経営戦略に関する事項 中期経営計画の進捗状況確認 コーポレートガバナンス・コード各事項に関する取り組み課題 ESG（サステナビリティ）に関する取り組み課題
人事	重要な人事制度に関する事項やグループにおける重要な使用人の異動的資本への投資に関する人材育成方針や人事戦略に関する課題
規程	法令諸規則の改正に基づく業務執行上の関連諸規定の新設改廃 内部管理体制強化のための各種方針・規程類の改廃
予算	2027年3月期連結予算
財務	資本政策に関する各種事項 各四半期決算に関する事項 関連当事者取引に関する事項
子会社	子会社における資金調達 子会社の運営・業務に関する重要事項
監査 内部統制	年間内部監査計画及び財務報告に係る内部統制評価計画 内部監査、財務報告に係る内部統制評価に関する事項

b. 指名報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名報酬委員会を4回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

		氏名	開催回数	出席回数
委員長	社外取締役	市川 正史	4	4
委員	代表取締役副社長	金丸 武嗣	4	4
委員	常務取締役	新妻 正幸	4	4
委員	社外取締役	川畑 大輔	4	4
委員	社外取締役（監査等委員）	浅枝 謙太	4	4

指名報酬委員会における具体的な検討内容は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役の報酬体系や個別報酬制度の見直しとその内容
- ・ 社外取締役候補含む取締役選任に関する事項
- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2026年6月16日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 8名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長	金丸 貴行	1928年10月28日	1967年10月 大和商品株式会社代表取締役社長 1991年4月 ダイワフューチャーズ株式会社(現 ひまわり証券株式会社)取締役 2002年4月 当社取締役 2009年1月 当社代表取締役 2012年7月 当社顧問 2020年6月 当社代表取締役会長兼社長(現任)	(注)4	777
代表取締役 副社長	金丸 武嗣	1991年3月5日	2015年4月 株式会社電通入社 2021年9月 当社入社戦略事業推進部部长 2022年6月 株式会社Nextop.Asia(現 株式会社FleGrowth)取締役(現任) 2022年6月 耐科斯托普軟件(大連)有限公司取締役(現任) 2022年6月 Nextop Co.,Ltd取締役(現任) 2022年6月 当社取締役 2024年6月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)4	140
常務取締役	新妻 正幸	1970年11月8日	1995年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年1月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2000年3月 公認会計士登録 2001年9月 トレーダーズ証券株式会社(現 トレーダーズホールディングス株式会社)入社 2003年4月 当社取締役 2008年11月 新妻公認会計士事務所設立、代表(現任) 2009年5月 税理士登録 2011年6月 当社取締役 2017年7月 当社顧問 2021年6月 当社取締役 2022年6月 当社常務取締役(現任) 2022年6月 株式会社Nextop.Asia(現 株式会社FleGrowth)取締役(現任) 2022年6月 耐科斯托普軟件(大連)有限公司取締役(現任) 2022年6月 Nextop Co.,Ltd取締役(現任)	(注)4	72
取締役	市川 正史	1969年8月22日	1994年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1998年4月 公認会計士登録 2000年1月 市川公認会計士事務所設立、代表(現任) 2010年4月 ピープル株式会社社外取締役 2016年5月 アークシステムワークス株式会社社外監査役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)4	26
取締役	川畑 大輔	1972年12月26日	2000年4月 弁護士登録 2004年4月 日比谷見附法律事務所パートナー(現任) 2017年6月 司法試験審査委員 2020年4月 最高裁判所司法研修所教官 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (常勤 監査等委員)	小俣 真一	1963年7月6日	1986年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 1994年11月 住友キャピタル証券株式会社(現 大和証券株式会 社)入社 2009年4月 大和証券エスエムピーシー株式会社(現 大和証券株 式会社)大阪キャピタルマーケット部長 2010年4月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC日興証券株 式会社)入社 大阪キャピタル・マーケット部長 2012年12月 株式会社三井住友銀行監査部 2013年11月 株式会社SMBC信託銀行入行 2017年4月 株式会社三井住友銀行監査部 2022年6月 当社常勤監査役 2022年6月 トレイダーズ証券株式会社監査役(現任) 2022年6月 株式会社Nextop.Asia(現 株式会社FleGrowth)監査 役(現任) 2022年6月 耐科斯托普軟件(大連)有限公司監事(現任) 2022年6月 Nextop Co., Ltd.監査役(現任) 2024年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)5	17
取締役 (監査等委員)	菅川 洋	1968年10月19日	1993年4月 山口衛税理士事務所 2001年6月 菅川税務会計事務所所長 2005年9月 税理士法人TGN東京代表社員(現任) 2009年8月 衆議院議員 2020年6月 当社監査役 2024年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	4
取締役 (監査等委員)	淺枝 謙太	1981年1月26日	2008年12月 弁護士登録(現在 東京弁護士会所属)小島国際法律 事務所入所 2011年1月 銀座法律会計事務所(現 銀座木挽町法律事務所)入 所 2018年1月 牛込橋法律事務所設立 パートナー弁護士(現任) 2021年6月 株式会社ゼネラル・オイスター取締役監査等委員 (現任) 2022年6月 当社監査役 2024年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
計					1,036

- (注) 1. 取締役 市川 正史 及び 川畑 大輔 は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 菅川 洋 及び淺枝 謙太 は、社外取締役であります。
3. 代表取締役 金丸 武嗣は、代表取締役会長兼社長 金丸 貴行の二親等内の親族であります。
4. 2025年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで
5. 2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで

社外役員の状況

当社は、2024年6月26日開催の定時株主総会において、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る観点から、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されており、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能の重要性を勘案して、社外取締役4名を選任しております。

当社は社外取締役を選任するにあたり、東京証券取引所が定める独立役員の判断基準に加えて、当社取締役会が独自に策定した「社外役員の独立性判断基準」に定める要件を満たし、社外の公正な立場から監督及び助言を行うことができる高い見識、出身分野における豊富な知識と経験を持つ人物を指名することとしております。このような人物を指名することで、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図っております。

社外取締役市川正史氏は、大手監査法人に入所後、会計士事務所を設立し代表を務められております。会計の専門家である公認会計士として、財務及び会計に関する知見を有しており、複数の企業において社外取締役、社外監査役を歴任されております。公認会計士としての職業倫理、専門能力による高い監督機能と財務・会計における豊富な知見から、的確な助言や牽制等を行う機能を果たしていただくため、選任しております。

社外取締役川畑大輔氏は、弁護士として、法律専門家の知識をもとに、これまで企業法務に関する助言・指導の実績があり、また、コーポレート・ガバナンスに関する専門的な知識と経験を有しております。弁護士としての幅広い知識と豊富な知見によって適切に監督を行う機能を果たしていただくため、選任しております。

監査等委員である社外取締役菅川洋氏は、税務の専門家である税理士として、これまで多種多様な企業の税務の実務に携わってきた豊富な実績を有しており、税理士としての職業倫理、専門能力による高い監督機能と、税務をはじめ、財務・会計面含む相当程度の知見に加え、衆議院議員としての政治・経済・社会面での多様な活動経験をもとに、的確な監査を行っていただくため、選任しております。

監査等委員である社外取締役浅枝謙太氏は直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、上場会社の社外取締役監査等委員を務められております。弁護士としての幅広い知識と豊富な知見によって適切に監督を行う機能を果たしていただくため、選任しております。

なお、いずれの社外取締役とも、当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

当社では、上記のとおり、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に基づいて厳格に社外取締役候補を選任しております。一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役の機能及び役割の重要性を認識し、今後も社外取締役としての監督機能の円滑な推進のため、さらなるコーポレート・ガバナンス強化策を積極的に推進してまいります。

社外取締役川畑大輔氏及び監査等委員である社外取締役浅枝謙太氏は当社株式を保有しておりません。

なお、当社は、社外取締役と会社法第426条第1項及び第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同契約は、非業務執行取締役としての職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、当該非業務執行取締役の損害賠償責任を最低責任限度額（会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額）に限定する旨を約しています。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役へは、財務報告に係る内部統制の有効性評価やコンプライアンス委員会活動状況等、社内における内部統制活動の実施結果について、取締役会にて報告を行い、経営の監督・監視機能の実効性向上を図っております。また、監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席に加え、定期的開催される監査等委員会において、適宜報告及び意見交換がなされております。さらに、当社グループにおける組織運営において、少数株主保護に関する姿勢をより高めていくため、常勤監査等委員と、一般株主の利益を代表する立場である監査等委員である社外取締役及び社外取締役が定期的な会合を開催して連携し、会社が対処すべき課題・会社を取り巻くリスク・経営上の重要課題等について、情報交換と認識の共有を図っております。また、監査等委員である社外取締役と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、監査法人より会計監査手続き及び監査結果の概要について報告を受け意見交換を行うほか、適宜、会計監査の状況等の報告を受け協議を行い、その内容を監査等委員会の監査業務に反映しております。さらに、社外取締役監査等委員は、取締役会及び監査等委員会を通じ、内部監査部による財務報告に係る内部統制評価の実施状況について報告を受けております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

(1) 監査等委員会監査の組織、人員及び監査手続

当社は、2024年6月26日開催の定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

有価証券報告書提出日現在、監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

監査等委員会は、「監査等委員会監査基準」に準拠し、毎期策定する監査計画に基づき、取締役会等の重要会議への出席、取締役の職務執行状況の監査、必要に応じた意見表明等を通じて、当社の健全かつ持続的な成長の確保及び社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に資するよう、実効的な監査を実施しております。

(2) 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、グループ会社に対する管理監督の強化及び当社グループの組織運営に対する監査・監督の実効性向上を目的として、監査活動を実施しております。

常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、グループ内の重要な会議に出席するなど、監査環境の整備及び社内情報の収集に積極的に努めるとともに、内部統制システムの構築及び運用状況を日常的に監視・検証し、その職務の遂行上知り得た情報を他の監査等委員と共有しております。

社外監査等委員は、一般株主の利益に配慮しつつ、公平かつ公正な経営意思決定が行われるよう、監査等委員間で情報共有及び意見交換を行い、必要に応じて代表取締役及び取締役会に対して意見を述べております。なお、社外監査等委員のうち1名を独立役員に指定しております。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を開催し、必要に応じて監査等委員会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見交換及び情報共有を行うなど、会計監査人と緊密に連携し、実効的かつ効率的な監査の実施に努めております。

また、監査等委員会は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門及び子会社検査部と緊密に連携し、定期的に会合を開催するなど、組織的かつ効率的な監査の実施に努めております。

当事業年度においては、監査等委員会を14回開催しております。なお、各監査等委員の監査等委員会への出席状況については、次のとおりであります。

・ 監査等委員会における出席状況

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

	氏名	出席状況 出席/開催
常勤監査等委員	小俣 真一	14回 / 14回
監査等委員である 社外取締役	菅川 洋	14回 / 14回
監査等委員である 社外取締役	浅枝 謙太	14回 / 14回

・ 監査等委員会の具体的な検討事項

主な検討事項は、監査等委員会監査報告書の内容審議、監査方針、監査計画及び業務分担の策定、取締役会付議議案の事前確認、各種規程の制定及び改定内容の確認であります。

また、会計監査人の監査計画、監査報酬の妥当性、監査の方法及び結果の相当性、コーポレートガバナンス委員会委員の推薦、常勤監査等委員の職務執行状況、並びにグループ会社におけるサステナビリティ関連、コンプライアンス体制、リスク対応及びガバナンス強化策等について検討を行っております。

内部監査の状況

(1) 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査は、代表取締役の管掌下に設置された内部監査部が、「内部監査規程」に基づき、取締役会で決議された年間内部監査計画書に従って実施しております。監査に当たっては、主として取締役へのヒアリング結果等を踏まえ、内部監査部が識別・評価したリスクに基づくリスクベース監査を実施しております。

当社の内部監査部の人員は3名(2026年3月31日現在)であり、内部監査機能を有していない子会社(海外子会社を含む)についてもリスクベース監査にて、当社内部監査部が直接内部監査を実施しております。

また、当期の内部統制評価については、当社内部監査部が「内部統制に関する基本方針」及び「財務報告に係る内部統制規程」に従い、主に当社及び連結子会社2社を対象として全社的な内部統制評価を実施し、その結果を踏まえて業務プロセスに係る内部統制評価を行っております。

(2) 監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査部門との関係

当社内部監査部は、年間内部監査計画書の策定に先立ち監査等委員会と協議を行うとともに、監査結果については内部監査部長から監査等委員会へ個別に報告する体制としております。加えて、子会社内部監査部門を交えた監査等委員との月次ミーティングを実施するなど、内部監査及び財務報告に係る内部統制評価の実施状況について情報共有及び状況把握に努め、組織監査の実効性向上に向けて適切な連携を図っております。

また、会計監査人との連携では、会計監査、四半期レビュー及び財務報告に係る内部統制監査の過程で、当社内部監査部が会計監査人とミーティングを実施するとともに、適時に内部監査の報告書、証跡その他資料を提出することにより、情報共有を図っております。

(3) 内部監査の実効性を確保するための取組

「内部監査規程」において、内部監査部が実施した監査結果を代表取締役に加え監査等委員会に順次報告することが定められております。また、年間内部監査計画書の作成に当たっては、取締役会への上程前に監査等委員会と協議を行うこととしており、内部監査の実効性を確保するための取組を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

b. 継続監査期間

16年間

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 大兼 宏章氏

公認会計士 関 和輝氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、税理士2名、その他8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人を選定するに際しては、当社グループの収益の大半を占める主力事業である外国為替取引事業(インターネットを通じて個人投資家向けに提供するデリバティブ金融商品である外国為替証拠金取引(FX取引)サービス)の特性及びビジネスモデルに対する理解度、並びに適切かつ妥当な監査を実施するための体制が十分に整備されているか等を総合的に勘案しております。

その結果、当該監査法人は、当社グループの会計監査に必要な専門性、独立性及び品質管理体制を十分に備えていると判断し、選定しております。

なお、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定に関する方針を定めております。

- ・会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ・監査等委員会が、会計監査人について、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分又は監督官庁からの処分を受けたこと等により、解任に値すると判断した場合、又は不再任が妥当であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の付議事項といたします。
- ・監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の視点から、監査の遂行に不十分であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の付議事項といたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対する評価を行っております。

会計監査人の監査計画における重点監査項目は、当社の事業内容並びに当社及び当社グループを取り巻く環境及びリスクを反映した内容となっており、会計監査実施における重要性の基準についても、会社の内部統制上のリスクを勘案して設定されております。

また、会計監査人の監査方法等の相当性については、企業会計審議会の「監査に関する品質管理基準等」に準拠した監査が実施されており、会計監査人の監査体制、独立性、監査品質、監査の方法、内容及び結果は妥当であると評価しております。加えて、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査等の実務指針」に基づく評価においても、会計監査人の監査方法等の相当性は妥当であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	15	-	16	-
連結子会社	13	0	13	0
計	29	0	30	0

(注) 当社連結子会社は監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務(非監査業務)である「顧客資産の分別管理に関する検証業務」等を委託し、その対価を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案の上、決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の3に基づき、会計監査人の報酬等に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）とすることが決議されており、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額150百万円以内とすることが決議されております。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く）に対する株式報酬の額として年額300百万円以内、株式数の上限を年800,000株以内と決議しております。

当社は、2024年5月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

1. 基本方針

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、基本報酬、賞与及び退職慰労金並びに非金銭報酬としての株式報酬により構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社グループの経営環境や事業実績等の動向、取締役個々の担当領域の範囲・規模、グループ経営への責任・影響度の大きさ、これまでの成果・実績と今後の期待役割等を総合的に勘案したうえで決定する。

3. 賞与（金銭報酬）

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、定時株主総会の終了後など原則として毎年一定の時期に、当社グループの業績指標、目標値に対する達成度合等に基づき、将来の業績予想も踏まえ総合的に勘案したうえで決定された金額を支給する。

4. 退職慰労金（金銭報酬）

退職慰労金は、在任中の労に報いるため、取締役会で別途定める役員退職慰労金規程に沿って、当該取締役の職責、在任年数、功績等を勘案のうえ決定される金額を退任時に支給する。退職慰労金の支給対象は、社外取締役とする。

5. 譲渡制限付株式（非金銭報酬）

非金銭報酬は、在任期間における長期の業績及び企業価値の向上との連動性を強化した報酬とするため、譲渡制限付株式とし、定時株主総会の終了後など原則として毎年一定の時期に、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込むことにより交付を受ける。かかる譲渡制限付株式の金額及び株式数は、対象者の基本報酬額を基礎としつつ、これに一定の支給係数を乗じて算出される数値に基づき決定する。譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間は交付日から30年とし、正当な理由をもって取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整する。非金銭報酬の支給対象は、社外取締役を除く取締役とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の割合

賞与及び譲渡制限付株式の額は、基本報酬額を算定の基礎としつつ、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、各取締役の業績向上に対するインセンティブ効果が期待できる水準となるよう、当社グループの業績、他社水準、経済環境等を考慮した適切な割合とする。

7. その他の重要事項

取締役の個人別の報酬額のうち基本報酬及び賞与の額並びにこれらの支給時期等については、指名報酬委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会において具体的内容を決定する。

なお、当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり改訂する決議をしております。

1. 基本方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、各取締役の職責および役割を踏まえた適正な水準とするとともに、中長期的な企業価値の向上および持続的成長に向けたインセンティブとして機能する報酬体系を構築することを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役については、経営責任の明確化および業績との連動性を重視し、社外取締役については、独立性・客観性を確保しつつ、中長期的視点からの経営監督および助言機能の発揮を促す報酬体系とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）

基本報酬は、月例の固定報酬とする。当社グループの経営環境および事業実績等の動向、取締役個々の担当領域の範囲・規模、グループ経営に対する責任の程度、これまでの成果・実績および今後期待される役割等を総合的に勘案し、指名報酬委員会への諮問および答申を経たうえで、取締役会において決定する。

3. 賞与（金銭報酬）

業務執行取締役に対する賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社グループの業績指標および目標値に対する達成度合等を踏まえ、指名報酬委員会への諮問および答申を経たうえで決定する。なお、社外取締役については、独立性および客観性の確保の観点から、賞与は支給しない。

4．退職慰労金（金銭報酬）

当社は、取締役に対する退職慰労金制度を廃止する。ただし、制度廃止以前の在任期間に対応する退職慰労金相当額については、各取締役の最終退任時に支給するものとする。

5．譲渡制限付株式（非金銭報酬）

当社は、取締役の中長期的な業績および企業価値の向上との連動性を強化することを目的として、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入する。

（1）業務執行取締役

業務執行取締役に対する譲渡制限付株式は、当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込むことにより交付される。譲渡制限期間は、原則として交付日から30年間とし、正当な理由により取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限解除時期を合理的に調整することができる。

（2）社外取締役

社外取締役に対する譲渡制限付株式は、独立性を確保しつつ、中長期的な企業価値向上への意識を共有することを目的として付与する。譲渡制限期間は、当該社外取締役の在任期間満了時（退任時）までとする。

6．取締役の個人別の報酬等の割合

業務執行取締役については、基本報酬、賞与および譲渡制限付株式の割合を、当社グループの業績、経済環境、同業他社水準等を考慮しつつ、業績向上および中長期的企業価値向上に対するインセンティブとして適切に機能する水準となるよう決定する。

社外取締役については、基本報酬および譲渡制限付株式により構成し、短期的業績への連動ではなく、中長期的視点からの経営監督・助言機能の発揮を重視する。

7．報酬決定の手続き

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえたうえで、取締役会において決定する。

当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると指名報酬委員会が判断した理由

当社指名報酬委員会は、各取締役の役位や職責の大きさ、業績貢献度、今後の期待役割及び在任期間等を総合的に勘案しながら、報酬水準の適切性や報酬構成のバランス等について、取締役会で定めた個人別の報酬等の決定に関する方針との整合性を含めて多角的な検証・審議を踏まえて決定され、取締役会に答申を行っており、当該方針に合致するものであると判断しております。

当事業年度の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会及び指名報酬委員会の活動内容

当事業年度における取締役（監査等委員を除く。）の報酬の額については、2025年6月16日に指名報酬委員会を開催し、構成する全委員が参加の上、基本方針との整合性を含めた多角的な検討を実施し、当該審議を経て行った答申の内容を踏まえ、2025年6月25日開催の取締役会の決議により最終決定いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	446	172	72	201	201	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	21	15	5	-	-	1
社外役員	42	33	8	-	-	4

（注）1．取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬201百万円であります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額（百万円）			
				基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等
金丸 貴行	265	取締役	提出会社	84	35	146	146

（注）金丸 貴行（取締役・提出会社）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬146百万円であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

投資株式の保有目的は、「純投資目的」と「純投資目的以外」に区分し、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する投資株式は「純投資目的」に区分し、上記目的に加え中長期的な企業価値向上に資すると判断し保有する株式は「純投資目的以外」に区分しております。当社は政策保有株式は保有していません。

トレーダーズFinTech 1号投資事業有限責任組合における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社（最大保有会社）であるトレーダーズFinTech 1号投資事業有限責任組合については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針

当社は、金融及びシステムの次の事業の柱を模索すべく、また、既存事業との将来的なシナジー効果を高めうる可能性のある企業に対する支援を目的として、2023年にトレーダーズFinTech1号投資事業有限責任組合を設立いたしました。保有対象の領域は以下のとおりです。この領域外の投資先があれば、それは純投資と整理しております。

- ・ Fintech領域
- ・ 経営資源の有効活用・ ESG経営推進の領域

ロ．保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当有限責任組合は、投資委員会等において、個別銘柄ごとに投資先企業の財政状況や経営成績に加え、「人・モノ・カネ・情報」等の主要な経営要素について最新の進捗状況をモニタリングし総合的に勘案した上で、企業価値向上に資する株式を保有することを基本として、保有の適否について検証を実行しております。

ハ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	11	473
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	4	170	トレーダーズFinTech 1号投資事業有限責任組合を通じたスタートアップ企業への投資のため増加しております。
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

b. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、「金融を、もっと面白く。」を掲げ、金融商品取引事業を担うトレーダーズ証券及びシステム開発・システムコンサルティング事業を担うFleGrowthを中核として、持続的な成長と企業価値の向上を図っております。このような事業特性のもと、当社グループの競争優位性は、金融分野における専門性及び高度なシステム開発等のテクノロジー技術力を併せ持つ人材に大きく依拠しており、人材は当社グループの最も重要な経営資源であると認識しております。

当社グループは、中期経営計画において、店頭FX事業を中心とした収益基盤の強化及び預り資産の拡大を通じた成長戦略を推進しております。これらの戦略の実現には、金融商品取引に関する専門知識を有する人材に加え、システム開発・運用、情報セキュリティ、データ分析等の高度な専門性を有する人材の確保及び育成並びに組織全体の生産性向上が不可欠であります。このため、当社グループは、経営戦略と連動した人材戦略を以下のとおり定めております。

人材の確保及び育成に関する方針

当社グループは、金融サービスの高度化及びシステムの内製化による事業競争力の強化を推進するため、金融分野及びIT分野における専門性を有する優秀人材の確保を重点課題としております。また、既存従業員についても、一人ひとりが業務知識及び技術力の向上を図るための教育・研修を実施し、継続的な能力開発並びに学び直しの機会を提供し、支援しております。加えて、目標管理制度を基盤とした評価制度の運用により、個人の業績目標を経営戦略と連動させるとともに、コンピテンシー評価を通じて行動面の成長を促進することで、成果と行動の両面から人材の育成を図っております。

また、多様性のある人材確保が不可欠であるとの認識のもと、当社グループの価値観であります「関わるすべての「人」を大切に、コンプライアンスとダイバーシティを尊重し、変革にチャレンジし続ける」ことを共有できる人材の確保・育成を重視しております。

職場環境の整備に関する方針

当社グループは、多様な人材がその能力を最大限に発揮できる職場環境の整備が、企業の持続的成長に不可欠であると認識しております。このため、従業員の働きがいやエンゲージメントの向上を重視し、柔軟な働き方の推進やコミュニケーションの活性化、適切な人事評価及び処遇の実施等を通じて、健全で持続可能な職場環境の構築に取り組んでおります。具体的な社内環境の整備に関する方針として、「トレーダーズグループは、職場の安全と社員ひとりひとりの心身の健康を守り、従業員が社会的にも満足するという状態を作り出すために、ウェルビーイング経営に取り組む」と定めております。

従業員の給与等の決定に関する方針

当社グループの従業員の給与は、役割及び職責に応じた基本給を基軸とし、評価制度に基づく成果及び行動評価の結果を反映して決定しております。具体的には、目標達成度に基づく業績評価及びコンピテンシー評価の結果を踏まえ、昇給及び賞与に反映させる仕組みとしております。

また、当社グループは、外部環境の変化及び人材市場の動向を踏まえ、従業員の処遇の適正化を図る観点から、必要に応じて基本給水準の見直しを行っております。2026年4月より、物価上昇及び人材確保競争の高まりを踏まえ、全従業員の基本給について一律3%のベースアップを実施しており、当該施策は、従業員の実質的な処遇の維持向上及び優秀な人材の確保・定着を目的とするものであります。

当社グループは、今後も経営戦略の実現に資する人材の確保・育成の観点から、報酬制度の適切な運用及び見直しを行っていく方針であります。

(2) 【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年3月31日現在

事業区分(セグメントの名称)	従業員数(人)
金融商品取引事業	78
システム開発・システムコンサルティング事業	189
全社(共通)	18
合計	285

- (注) 1. 海外の現地採用者を含む就業人員を記載しております。また、臨時従業員は含まれておりません。なお、臨時従業員については全体の10%未満であり、その重要性が低いため記載を省略しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
18 (5)	43.5	6.8	10,060	7.9

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。また、平均年間給与は、前事業年度に比し、業績賞与の支給、従業員に対する基本給のベースアップの実施、並びに人事考課結果を踏まえた個別の昇給等により増加しております。
3. 当社は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を対象として、新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

最大人員会社の状況

当事業年度における最大人員会社及びこれに準ずる会社の状況は、次のとおりであります。

ア 当事業年度における従業員数が最も多い会社

トレイダーズ証券

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率(%)
78 (12)	38.3	4.5	7,779	3.7

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。また、平均年間給与は、前事業年度に比し、業績賞与の支給、従業員に対する基本給のベースアップの実施、並びに人事考課結果を踏まえた個別の昇給等により増加しております。
3. 当社は、トレイダーズ証券の取締役及び従業員を対象として、新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

イ 上記アの次に従業員数が多い会社

FleGrowth

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率(%)
43 (4)	39.0	4.2	9,676	9.3

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。また、平均年間給与は、前事業年度に比し、業績賞与の支給、従業員に対する基本給のベースアップの実施、並びに人事考課結果を踏まえた個別の昇給等により増加しております。
3. 当社は、FleGrowthの取締役及び従業員を対象として、新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

a. 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)2	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)3	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)2		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
0.0	-	63.1	56.3	79.5

- (注) 1. 当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではありませんが、参考情報として任意開示しております。
- 当社は、従業員数が少数であるため、各指標は人員構成の変動による影響を受けやすい状況にあります。
2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に準じて算出したものであります。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 当事業年度において、育児休業の取得資格に該当する男性労働者がいないため「-」と表示しております。

b. 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)2	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)3	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)2		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
トレイダーズ証券	21.4	100.0	75.1	75.0	83.2
FleGrowth	11.1	100.0	68.4	65.1	-

- (注) 1. 当社連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではありませんが、参考情報として一部の連結子会社につき任意開示しております。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に準じて算出したものであります。
 当事業年度において、FleGrowthではパート・有期労働者区分に算定対象となる女性労働者が存在しないため、「-」と表示しております。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

（補足説明）

当連結会計年度においては、2025年4月以降に実施した人事制度改定に伴い、管理職区分及び役割定義の見直しを行っております。当該見直しにより、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合に影響が生じております。また、管理職は非管理職と比較して給与水準が高いことから、当該見直しによる管理職構成比の変化が、労働者の男女の賃金の額の差異に影響しております。なお、同一の職種・等級において、性別による賃金決定上の差異は設けておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(1974年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表についてHLB Meisei有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構等の行う研修への参加並びに会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,121	8,503
預託金	101,921	140,416
顧客分別金信託	101,904	140,398
その他の預託金	17	18
トレーディング商品	80	184
短期差入保証金	8,484	13,918
外国為替差入証拠金	8,244	13,720
暗号資産差入証拠金	235	197
その他の差入証拠金	5	-
その他	774	843
貸倒引当金	0	-
流動資産計	123,381	163,865
固定資産		
有形固定資産		
建物	218	260
減価償却累計額	94	147
建物(純額)	124	112
工具、器具及び備品	171	205
減価償却累計額	105	132
工具、器具及び備品(純額)	66	72
機械装置及び運搬具	-	6
減価償却累計額	-	0
機械装置及び運搬具(純額)	-	6
有形固定資産合計	190	192
無形固定資産		
ソフトウェア	789	835
その他	35	34
無形固定資産合計	825	870
投資その他の資産		
投資有価証券	316	473
繰延税金資産	156	103
その他	194	264
貸倒引当金	16	13
投資その他の資産合計	651	828
固定資産計	1,667	1,890
資産合計	125,048	165,756

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	998	1,206
預り金	19	21
受入保証金	102,653	141,476
外国為替受入証拠金	102,377	141,372
暗号資産受入証拠金	275	103
短期借入金	971	920
1年内返済予定の長期借入金	88	78
未払法人税等	1,672	983
賞与引当金	288	139
その他	726	685
流動負債計	107,419	145,510
固定負債		
長期借入金	67	201
役員退職慰労引当金	53	76
退職給付に係る負債	86	81
その他	6	6
固定負債計	213	366
負債合計	107,633	145,877
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,564	1,564
資本剰余金	1,012	1,089
利益剰余金	16,157	19,430
自己株式	1,509	2,445
株主資本合計	17,225	19,638
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	63	84
その他の包括利益累計額合計	63	84
新株予約権	123	151
非支配株主持分	3	4
純資産合計	17,415	19,878
負債・純資産合計	125,048	165,756

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
受入手数料	74	68
トレーディング損益	13,210	12,975
金融収益	17	54
その他の売上高	127	119
営業収益計	13,429	13,218
金融費用	40	25
売上原価	89	51
純営業収益	13,299	13,140
販売費及び一般管理費		
取引関係費	2 2,059	2 2,173
人件費	2 3,005	2 2,759
不動産関係費	689	811
事務費	65	86
減価償却費	372	434
租税公課	235	306
その他	1 237	1 407
販売費及び一般管理費合計	6,665	6,979
営業利益	6,634	6,161
営業外収益		
受取利息及び配当金	1	2
助成金収入	5	9
為替差益	13	2
受取補償金	3	-
その他	4	2
営業外収益合計	28	16
営業外費用		
支払利息	9	2
支払手数料	1	1
投資有価証券評価損	-	13
その他	0	0
営業外費用合計	12	17
経常利益	6,650	6,161
特別利益		
賞与引当金戻入額	0	-
新株予約権戻入益	-	2
特別利益計	0	2
特別損失		
減損損失	3 1	3 -
訴訟和解金	6	-
特別損失計	7	-
税金等調整前当期純利益	6,643	6,163
法人税、住民税及び事業税	1,977	1,866
法人税等調整額	118	52
法人税等合計	2,096	1,919
当期純利益	4,546	4,243
非支配株主に帰属する当期純損失()	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	4,547	4,244

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	4,546	4,243
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	14	20
その他の包括利益合計	14	20
包括利益	4,531	4,263
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,532	4,264
非支配株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,564	961	12,386	921	13,991
当期変動額					
剰余金の配当			775		775
親会社株主に帰属する当期純利益			4,547		4,547
自己株式の取得				703	703
自己株式の処分		51		114	165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	51	3,771	588	3,233
当期末残高	1,564	1,012	16,157	1,509	17,225

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	78	78	49	0	14,121
当期変動額					
剰余金の配当					775
親会社株主に帰属する当期純利益					4,547
自己株式の取得					703
自己株式の処分					165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14	14	73	2	60
当期変動額合計	14	14	73	2	3,294
当期末残高	63	63	123	3	17,415

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,564	1,012	16,157	1,509	17,225
当期変動額					
剰余金の配当			971		971
親会社株主に帰属する当期純利益			4,244		4,244
自己株式の取得				1,098	1,098
自己株式の処分		76		163	239
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	76	3,272	935	2,413
当期末残高	1,564	1,089	19,430	2,445	19,638

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	63	63	123	3	17,415
当期変動額					
剰余金の配当					971
親会社株主に帰属する当期純利益					4,244
自己株式の取得					1,098
自己株式の処分					239
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20	20	28	1	49
当期変動額合計	20	20	28	1	2,463
当期末残高	84	84	151	4	19,878

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,643	6,163
減価償却費	372	434
株式報酬費用	446	230
投資有価証券評価損益（は益）	-	13
新株予約権戻入益	-	2
減損損失	1	-
賞与引当金の増減額（は減少）	14	149
貸倒引当金の増減額（は減少）	27	2
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	19	22
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	44	4
受取利息及び受取配当金	1	2
支払利息	9	2
訴訟和解金	6	-
顧客分別金信託の増減額（は増加）	2,348	38,494
トレーディング商品の増減額	1,821	103
短期差入保証金の増減額（は増加）	2,513	5,433
売上債権の増減額（は増加）	1	-
立替金の増減額（は増加）	4	-
棚卸資産の増減額（は増加）	0	-
その他の流動資産の増減額（は増加）	25	80
預り金の増減額（は減少）	6	2
受入保証金の増減額（は減少）	2,539	38,822
未払費用の増減額（は減少）	95	58
その他の流動負債の増減額（は減少）	115	236
その他	9	14
小計	7,224	1,622
利息及び配当金の受取額	1	2
利息の支払額	9	2
法人税等の支払額	736	2,418
訴訟和解金の支払額	6	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,473	795
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	11	85
無形固定資産の取得による支出	343	355
投資有価証券の取得による支出	215	170
差入保証金の差入による支出	-	44
差入保証金の回収による収入	9	-
長期前払費用の取得による支出	-	219
定期預金の払戻による収入	-	7
その他	45	107
投資活動によるキャッシュ・フロー	607	974

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	156	51
社債の償還による支出	600	-
長期借入れによる収入	100	300
長期借入金の返済による支出	449	175
配当金の支払額	775	971
自己株式の取得による支出	703	1,098
非支配株主からの払込みによる収入	2	1
ストックオプションの行使による収入	-	27
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,582	1,968
現金及び現金同等物に係る換算差額	13	19
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,270	3,719
現金及び現金同等物の期首残高	8,820	12,090
現金及び現金同等物の期末残高	12,090	8,371

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

トレイダーズ証券株式会社

株式会社FleGrowth

耐科斯托普軟件(大連)有限公司

Nextop Co.,Ltd

トレイダーズFintech1号投資事業有限責任組合

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、耐科斯托普軟件(大連)有限公司及びNextop Co.,Ltdが12月31日ですが、3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表で連結しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、国内連結子会社の一部は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社の一部は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込み額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社の一部は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

(金融商品取引事業)

イ. 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を算定し、評価損益相当額を連結貸借対照表上の外国為替受入証拠金(負債)に計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託(顧客区分管理信託)により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は連結貸借対照表上の預託金勘定に計上しております。

ロ. カウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社グループからのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益勘定に計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティーを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらをカウンターパーティー毎に合算し損益を相殺して算出し、評価損益相当額を連結貸借対照表上のトレーディング商品勘定(資産)に、評価損相当額をトレーディング商品勘定(負債)にそれぞれ計上しております。

(システム開発・システムコンサルティング事業)

主な履行義務は、システム開発、システム使用許諾、システム運用保守などであります。

システム開発については、顧客とのシステム開発契約に基づき、ソフトウェアなどの財又はサービスを引き渡す履行義務を負っております。当該財又はサービスを顧客へ引き渡し検収が完了した一時点において、顧客が製品の支配を獲得することで履行義務が充足されると判断し、検収時点で収益を計上しております。

システム使用許諾については、顧客とのシステム及びサービス提供契約に基づき、アプリケーションの使用権を一定の期間にわたり提供する履行義務を負っており、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

システム運用保守については、顧客とのシステム運用保守契約に基づき、一定の期間にわたり運用保守サービスを提供する履行義務を負っており、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

・繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
繰延税金資産	156	103

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。このため繰延税金資産の回収可能性の検討にあたっては、グループ通算制度の適用対象会社での将来の連結課税所得を見積り、企業分類の判定、繰延税金資産の回収可能性を検討しております。将来の連結課税所得の見積りに関しては、取締役会で承認された連結予算を基に見積りを行い、繰延税金資産の回収可能性については、グループ通算制度の適用対象会社の連結課税所得の見積りに基づいてスケジューリングを行い、回収可能と判断した金額を繰延税金資産に計上しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

1 財務制限条項

前連結会計年度(2025年3月31日)

当社連結子会社であるトレイダーズ証券が締結した当座貸越契約のうち取引銀行1行との契約については、以下の財務制限条項が付されております。

2025年3月期以降、決算時点の損益計算書における経常利益を2期連続損失としない。

2025年3月期以降、決算時点の貸借対照表における純資産の部を2024年3月期及び直前期のいずれか高い方の75%以上とする。

当連結会計年度(2026年3月31日)

当社連結子会社であるトレイダーズ証券が締結した当座貸越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。

収益性に関する条項

営業利益又は経常利益について、2期連続して損失とならないこと。

純資産に関する条項

純資産額を一定水準以上（基準期比75%以上等）に維持すること。

預金残高に関する条項

特定金融機関における預金残高について、一定水準（四半期平均残高50百万円以上又は100百万円以上、四半期末残高50百万円以上等）を維持すること。

借入金残高に関する条項

当座貸越利用残高について、所定の算定に基づく範囲内に維持するとともに、一定期間ごとに当該残高をゼロとすること。

当事業年度末において上記財務制限条項に抵触しておりません。

なお、これらの条項に抵触した場合には、当該契約に基づく債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2 当座貸越契約

連結子会社（トレイダーズ証券）においては、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額の総額	1,000百万円	2,000百万円
借入実行残高	-	
差引額	1,000百万円	2,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
198百万円	332百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
取引関係費		
広告宣伝費	1,720百万円	1,785百万円
人件費		
従業員給与	1,511	1,546
賞与引当金繰入額	144	87
役員退職慰労引当金繰入額	19	22
退職給付費用	44	3

3 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

用途	種類	場所
事業用資産	長期前払費用	東京都渋谷区

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産グルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の見込めない長期前払費用について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額の算定にあたっては、使用価値を零として減損損失を測定しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	14百万円	20百万円
その他の包括利益合計	14	20

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	29,538,647	-	-	29,538,647
合計	29,538,647	-	-	29,538,647
自己株式				
普通株式(注)1, 2	1,641,124	841,260	201,920	2,280,464
合計	1,641,124	841,260	201,920	2,280,464

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得837,400株及び単元未満株式の買取り3,860株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分201,900株及び単元未満株式の売渡し20株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	123
	合計	-	-	-	-	-	123

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	446	16	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月16日 取締役会	普通株式	329	12	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	545	利益剰余金	20	2025年3月31日	2025年6月26日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	29,538,647	-	-	29,538,647
合計	29,538,647	-	-	29,538,647
自己株式				
普通株式(注)1,2	2,280,464	1,110,760	216,000	3,175,224
合計	2,280,464	1,110,760	216,000	3,175,224

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,109,900株及び単元未満株式の買取り860株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分172,300株及び単元未満株式の売渡し43,700株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	151
	合計		-	-	-	-	151

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	545	20	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年10月21日 取締役会	普通株式	426	16	2025年9月30日	2025年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会(予定)	普通株式	632	利益剰余金	24	2026年3月31日	2026年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	12,121 百万円	8,503 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	30	131
現金及び現金同等物	12,090	8,371

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	177	227
1年超	261	109
合計	439	337

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、中核子会社トレイダーズ証券において、主として金融商品取引法に基づく店頭デリバティブ取引（通貨関連店頭デリバティブ取引、暗号資産関連店頭デリバティブ取引）を行っております。店頭デリバティブ取引は、顧客とトレイダーズ証券との相対取引であります。顧客に対するトレイダーズ証券のポジションのリスクをヘッジするために、カウンターパーティーとの間でカバー取引を行っております。

このほか、顧客から受け入れた預り金、店頭デリバティブ取引に係る証拠金等を顧客分別金信託又は区分管理信託として、当社固有の資産と区分して信託銀行及び信託会社に預託（預託金）しております。これら預託された信託財産は、主に国債を中心とした債券、有担保コール貸付又は銀行預金等により運用しております。

金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、顧客からの預り金等を信託銀行及び信託会社へ預託した顧客分別金信託、区分管理信託、カウンターパーティー（カバー先）である金融機関に差し入れた短期差入保証金が主なものとなります。短期差入保証金は、差入先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金融商品に係るリスク管理体制

a. 一般的リスク管理体制

当社グループにおける信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む各種リスクについての管理体制等は、当該リスクの発生確率及び重要度が高いトレイダーズ証券を中心に行われています。トレイダーズ証券はリスク管理規程において明確化すると共に、現状把握やリスク管理の方策、手続き及び手法の評価等についてはリスク管理委員会を月次で開催し、報告・審議・決議を行っております。リスク管理委員会の内容については、翌月の取締役会において報告をしております。金融商品取引法に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率を定量的に管理しており、経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者に報告しております。

b. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

立替金発生の防止及び発生時の処理などについては社内規程・ガイドラインを定め、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。トレイダーズ証券における店頭デリバティブ取引においては、カバー取引の為にカウンターパーティーとの相対取引を行い保証金を差し入れております。したがって、取引先カウンターパーティー等の選定については、その財務状況、格付け等の評価等を十分勘案しております。また、毎月、当該金融機関の株価情報及び各付け情報等により信用リスクのモニタリングを行っており、定期的に財務情報等も入手しております。また、取引先リスク相当額及び自己資本規制比率は経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者に報告しております。また、立替金の状況については毎月、取締役会において全取締役、内部管理統括責任者に報告しております。

c. 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

トレイダーズ証券では証券事業におけるプロップ取引は行わず、店頭デリバティブ取引においてもプロップ取引は行いません。店頭デリバティブ取引における取引はリスク管理規程に基づきポジションの保有限度額及び損失上限額を設定し、毎営業日取引の執行状況を管理することとしております。また、市場リスク相当額を含む計数的なリスク及び自己資本規制比率については、経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者に報告を行い、取締役会に対しても毎月報告をしております。

d. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、当社財務部及びトレイダーズ証券経理部が各部署からの報告等に基づき適時に資金管理を行い、手許流動性を維持しております。トレイダーズ証券の流動性リスクについては、逐次リスク管理担当役員に報告を行い、銀行借入等による資金調達が必要な場合には、取締役会決議又は稟議による決裁に基づき、実施することとしております。日々の資金繰りの状況は、経理部から全取締役、内部管理統括責任者に対して毎営業日報告をしております。

e. 「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づく決済リスク管理強化に向けた対応

当社グループでは、金融商品取引事業を行うトレイダーズ証券において、2019年10月より顧客及び取引先に対して、リスク情報を提供するため「店頭FX取引に係るリスク情報」の開示を実施しております。リスク管理部にて月末最終営業日の定点における、未カバー率、カバー取引の状況、平均証拠金率を計測し、その計測結果はトレイダーズ証券ホームページにて速やかに公表するとともに、リスク管理委員会において全取締役、内部管理統括責任者と情報を共有することにより、リスク管理態勢の維持・強化を図っております。

また、2020年1月より「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4」に基づく、ストレステストを実施しております。外国為替相場等の過去の相場変動率から算出した最大想定損失額に対す

るトレーダーズ証券の自己資本の充足度を毎営業日、リスク管理部が計測し、全取締役及び内部管理統括責任者への報告を通じて、経営の健全性を確保するための措置を講じております。

さらに、2021年4月からは「取引データ保存・報告制度」への対応を開始し、日々の取引データ（約定・注文データ、顧客に提示した価格等）を毎営業日、金融先物取引業協会に報告することを通じて、取引の透明性を高め、決済リスクの管理に繋げております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期借入金	156	153	2
負債計	156	153	2
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	19,501	19,501	-

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期借入金	280	270	9
負債計	280	270	9
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	10,911	10,911	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（*2）「現金及び預金」「預託金」「トレーディング商品」「短期差入保証金」「預り金」「受入保証金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*3）市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	316	473

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	12,121	-	-	-
預託金	101,921	-	-	-
短期差入保証金	8,484	-	-	-
計	122,527	-	-	-

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,503	-	-	-
預託金	140,416	-	-	-
短期差入保証金	13,918	-	-	-
計	162,838	-	-	-

(注) 2. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	971	-	-	-	-	-
長期借入金	88	32	28	5	-	-
計	1,060	32	28	5	-	-

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	920	-	-	-	-	-
長期借入金	78	66	28	28	28	49
計	998	66	28	28	28	49

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価値により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ				
通貨関連	-	20,476	-	20,476
暗号資産関連	-	24	-	24
資産計	-	20,501	-	20,501
デリバティブ				
通貨関連	-	966	-	966
暗号資産関連	-	34	-	34
負債計	-	1,000	-	1,000

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ				
通貨関連	-	12,146	-	12,146
暗号資産関連	-	6	-	6
資産計	-	12,153	-	12,153
デリバティブ				
通貨関連	-	1,237	-	1,237
暗号資産関連	-	4	-	4
負債計	-	1,241	-	1,241

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2025年 3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
1 年以内返済予定の長期借入金	-	88	-	88
長期借入金	-	64	-	64
負債計	-	153	-	153

当連結会計年度 (2026年 3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
1 年以内返済予定の長期借入金	-	78	-	78
長期借入金	-	192	-	192
負債計	-	270	-	270

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

カバー先金融機関等が提示するレートに基づき、市場価格等勘案して当社にて生成した価格で評価しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 . その他有価証券

前連結会計年度 (2025年 3月31日)

該当事項はありません。なお、非上場株式 (連結貸借対照表計上額 316百万円) については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度 (2026年 3月31日)

該当事項はありません。なお、非上場株式 (連結貸借対照表計上額 473百万円) については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2 . 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

該当事項はありません。

3 . 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

当連結会計年度において、投資有価証券について13百万円の減損処理をおこなっております。なお、非上場株式については、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 通貨関連

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	外国為替証拠金取引				
	売建	472,973	-	458,844	14,129
	買建	452,617	-	457,998	5,381
合計		-	-	-	19,510

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	外国為替証拠金取引				
	売建	870,264	-	870,884	620
	買建	857,127	-	868,656	11,529
合計		-	-	-	10,908

2. 暗号資産関連

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	暗号資産証拠金取引				
	売建	213	-	189	24
	買建	223	-	189	33
合計		-	-	-	9

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	暗号資産証拠金取引				
	売建	60	-	54	6
	買建	58	-	54	4
合計		-	-	-	2

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。
 なお、当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	41百万円	86百万円
退職給付費用	49	4
退職給付の支払額	4	9
制度への拠出額	-	-
退職給付に係る負債の期末残高	86	81

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	86百万円	81百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	86	81
退職給付に係る負債	86	81
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	86	81

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	49百万円	4百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費	73	40

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 22名 当社子会社取締役 4名 当社子会社従業員 95名	当社及び当社子会社従業員 24名	当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員46名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,084,100株	普通株式 97,400株	普通株式 134,600株
付与日	2023年7月19日	2024年8月7日	2025年5月8日
権利確定条件	-	-	-
対象勤務期間	自 2025年7月20日 至 2033年7月19日	自 2026年7月18日 至 2034年7月17日	自 2027年4月18日 至 2035年4月17日
権利行使期間	自 2025年7月20日 至 2033年7月19日	自 2026年7月18日 至 2034年7月17日	自 2027年4月18日 至 2035年4月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	975,000	90,700	-
付与	-	-	134,600
失効	89,500	30,500	9,900
権利確定	281,600	-	-
未確定残	603,900	60,200	124,700
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	281,600	-	-
権利行使	43,700	-	-
失効	8,200	-	-
未行使残	229,700	-	-

単価情報

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格(円)	626	820	836
行使時平均株価(円)	1,015	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	248	278	330

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第 15 回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第15回新株予約権
株価変動性 (注) 1	53%
予想残存期間 (注) 2	6 年
予想配当 (注) 3	32円
無リスク利率(注) 4	0.91%

(注) 1. 年率、過去 年の日次株価 (2019年 5 月 8 日 ~ 2025年 5 月 8 日の各取引日における終値) に基づき算出しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 過去 1 年間の実績配当金 (2024年 9 月中間配当金12円、2025年 3 月期末配当金20円) によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
新株予約権戻入益	-	2

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	79百万円	52百万円
賞与引当金	51	30
役員退職慰労引当金	16	24
退職給付に係る負債	26	25
貸倒引当金	4	
減損損失	0	
資産除去債務	18	28
株式報酬費用	120	180
税務上の繰越欠損金(注)	407	425
その他	25	16
繰延税金資産小計	751	792
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	407	425
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	186	259
評価性引当額小計	594	685
繰延税金資産合計	156	106
繰延税金負債		
その他	-	2
繰延税金負債合計	-	2
繰延税金資産の純額	156	103

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内	1年超	合計
税務上の繰越欠損金()	4百万円	403百万円	407百万円
評価性引当額	4	403	407
繰延税金資産	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、納税主体ごとに法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内	1年超	合計
税務上の繰越欠損金()	7百万円	417百万円	425百万円
評価性引当額	7	417	425
繰延税金資産	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、納税主体ごとに法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
 当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(2025年3月31日)

当社グループに属する主要な会社の本社事務所が入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。この見積もりにあたり、使用見込期間を定期賃貸借契約期間の4年9か月と見積もっております。

また、当社連結子会社のFleGrowthの開発・運用センターが入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。この見積もりにあたり、使用見込期間を入居から5年と見積もっております。

なお、いずれも資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度末において、敷金の回収が最終的に見込めない金額と算定した金額は118百万円であります。

当連結会計年度末(2026年3月31日)

当社グループに属する主要な会社の本社事務所が入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。この見積もりにあたり、使用見込期間を定期賃貸借契約期間の4年9か月と見積もっております。

なお、本社事務所増床のため定期建物賃貸借契約を締結し新たに敷金を差し入れておりますが、2025年9月の増床部分に関しては使用見込期間を賃貸借期間の2年1か月と見積もっております。

また、当社連結子会社の株式会社FleGrowthの開発・運用センターが入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。この見積もりにあたり、使用見込期間を入居から5年と見積もっております。

なお、いずれも資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度末において、敷金の回収が最終的に見込めない金額と算定した金額は142百万円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	金融商品取引事業	システム開発・システムコンサルティング事業	
受入手数料	74	-	74
システム関連収益	-	127	127
顧客との契約から生じる収益	74	127	201
トレーディング損益	13,210	-	13,210
金融収益	17	-	17
その他の収益	13,227	-	13,227
外部顧客に対する営業収益	13,301	127	13,429

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	金融商品取引事業	システム開発・システムコンサルティング事業	
受入手数料	68	-	68
システム関連収益	-	119	119
顧客との契約から生じる収益	68	119	188
トレーディング損益	12,975	-	12,975
金融収益	54	-	54
その他の収益	13,030	-	13,030
外部顧客に対する営業収益	13,098	119	13,218

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)3. 会計方針に係る事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

区分	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)売掛金	14	15
顧客との契約から生じた債権(期末残高)売掛金	15	7

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、トレイダーズ証券が営む「金融商品取引事業」及びFleGrowthが営む「システム開発・システムコンサルティング事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントの売上高、利益又は損失の金額、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2,3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	金融商品 取引事業	システム開 発・システム コンサルティング事業	計				
営業収益							
外部顧客に対する営業収益	13,301	127	13,429	-	13,429	-	13,429
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	0	2,833	2,833	-	2,833	2,833	-
計	13,302	2,960	16,263	-	16,263	2,833	13,429
セグメント利益又は損失()	6,109	585	6,694	28	6,665	31	6,634
セグメント資産	121,592	1,665	123,258	317	123,575	1,473	125,048
セグメント負債	107,314	749	108,064	0	108,065	431	107,633
その他の項目							
減価償却費	79	294	374	-	374	2	372
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	7	347	355	-	355	0	355

(注)1. 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業等を含んでおりません。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 31百万円にはセグメント間取引消去及び各セグメントに配分していない全社費用等が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産及びセグメント負債の調整額の主な項目は、セグメント間の資金貸借によるものです。

4. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2,3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	金融商品 取引事業	システム開 発・システム コンサルティング事業	計				
営業収益							
外部顧客に対する営業収益	13,098	119	13,218	-	13,218	-	13,218
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	8	3,063	3,071	-	3,071	3,071	-
計	13,107	3,182	16,290	-	16,290	3,071	13,218
セグメント利益又は損失()	5,974	667	6,641	29	6,612	450	6,161
セグメント資産	162,436	2,005	164,441	474	164,916	839	165,756
セグメント負債	145,419	765	146,185	0	146,186	308	145,877
その他の項目							
減価償却費	88	351	440	-	440	5	434
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	40	376	417	-	417	22	440

(注)1. 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業等を含んでおり
ます。

- セグメント利益又は損失()の調整額 450百万円にはセグメント間取引消去及び各セグメントに配分
していない全社費用等が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費
であります。
- セグメント資産及びセグメント負債の調整額の主な項目は、セグメント間の資金貸借によるもので
す。
- セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略して
おります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を
省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、
主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	金融商品 取引事業	システム開発・ システム コンサルティング 事業	計		
減損損失	1	-	1	-	1

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	金丸 貴行	-	-	当社 代表取締役 会長兼社長	(被所有) 直接5.9	資金貸借	借入金の返済	171	-	-
							利息の支払 (注)1	5	-	-
							金銭報酬債権 の現物出資 (注)2	121	-	-
	金丸 武嗣	-	-	当社 代表取締役 副社長	(被所有) 直接0.4	-	金銭報酬債権 の現物出資 (注)2	31	-	-
	金丸 多賀	-	-	-	(被所有) 直接3.8	資金貸借	借入金の返済	120	-	-
							利息の支払 (注)1	2	-	-
新妻 正幸	-	-	当社 常務取締役	(被所有) 直接0.2	-	金銭報酬債権 の現物出資 (注)2	11	-	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸借の利率については当社の信用リスク及び社債市場利率等を勘案し合理的に決定しております。

2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親者	金丸 貴行	-	-	代表取締役 会長兼社長	(被所有) 直接2.9	-	金銭報酬債権 の現物出資 (注)1	146	-	-
	金丸 武嗣	-	-	当社 代表取締役 副社長	(被所有) 直接0.5	-	金銭報酬債権 の現物出資 (注)1	35	-	-
	新妻 正幸	-	-	当社 常務取締役	(被所有) 直接0.2	-	金銭報酬債権 の現物出資 (注)1	18	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 . 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	634.27円	748.11円
1株当たり当期純利益	164.58円	159.11円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	163.01円	157.18円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,547	4,244
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,547	4,244
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,627	26,674
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	266	326
(うち新株予約権(千株))	(266)	(326)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1種類 (普通株式 90,700株)	新株予約権 1種類 (普通株式 124,700株)

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	971	920	2.0	-
1年以内に返済予定の長期借入金	88	78	1.5	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	67	201	1.5	2027年～2032年
合計	1,127	1,200	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	66	28	28	28	49

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	中間連結会計期間	第 3 四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	3,018	5,856	8,998	13,218
税金等調整前中間 (当期) (四半期) 純利益 (百万円)	1,413	2,443	3,853	6,163
親会社株主に帰属する中間 (当期) (四半期) 純利益 (百万円)	1,079	1,747	2,747	4,244
1 株当たり中間 (当期) (四半期) 純利益 (円)	39.63	64.99	102.61	159.11

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	39.63	25.17	37.66	56.78

(注) 当社は、第 1 四半期及び第 3 四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しており、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューを受けております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,472	772
未収入金	169	211
未収収益	293	-
その他	141	140
流動資産合計	2,077	1,123
固定資産		
有形固定資産		
建物	44	39
その他	18	21
有形固定資産合計	63	60
無形固定資産		
ソフトウェア	-	0
無形固定資産合計	-	0
投資その他の資産		
関係会社株式	2,160	2,160
関係会社出資金	369	469
差入保証金	103	117
長期前払費用	1	0
繰延税金資産	17	4
投資その他の資産合計	2,652	2,751
固定資産合計	2,716	2,812
資産合計	4,793	3,936
負債の部		
流動負債		
短期借入金	30	-
未払費用	79	51
未払法人税等	116	0
賞与引当金	27	15
その他	69	58
流動負債合計	322	126
固定負債		
長期預り金	65	83
役員退職慰労引当金	18	26
退職給付引当金	11	14
固定負債合計	95	123
負債合計	418	250

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,564	1,564
資本剰余金		
資本準備金	558	558
その他資本剰余金	455	531
資本剰余金合計	1,014	1,090
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,184	3,325
利益剰余金合計	3,184	3,325
自己株式	1,509	2,445
株主資本合計	4,252	3,535
新株予約権	123	151
純資産合計	4,375	3,686
負債純資産合計	4,793	3,936

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
関係会社経営指導料	1 1,226	1 612
関係会社受取配当金	1 2,091	1 1,621
営業収益合計	3,317	2,233
純営業収益	3,317	2,233
販売費及び一般管理費		
取引関係費	54	80
人件費	2 1,047	2 820
不動産関係費	1 89	1 97
事務費	1 20	1 23
租税公課	15	4
減価償却費	2 33	2 34
その他	1 40	127
販売費及び一般管理費合計	1,301	1,188
営業利益	2,015	1,044
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	0
その他	2	1
営業外収益合計	7	1
営業外費用		
支払利息	7	0
支払手数料	1	1
出資金評価損	-	13
その他	0	0
営業外費用合計	9	14
経常利益	2,012	1,031
特別利益		
新株予約権戻入益	-	2
特別利益合計	-	2
税引前当期純利益	2,012	1,033
法人税、住民税及び事業税	65	93
法人税等調整額	169	13
法人税等合計	103	79
当期純利益	1,909	1,113

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	1,564	558	404	963	2,050	921	3,656	49	3,706
当期変動額									
剰余金の配当					775		775		775
当期純利益					1,909		1,909		1,909
自己株式の取得						703	703		703
自己株式の処分			51	51		114	165		165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								73	73
当期変動額合計	-	-	51	51	1,133	588	595	73	668
当期末残高	1,564	558	455	1,014	3,184	1,509	4,252	123	4,375

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	1,564	558	455	1,014	3,184	1,509	4,252	123	4,375
当期変動額									
剰余金の配当					971		971		971
当期純利益					1,113		1,113		1,113
自己株式の取得						1,098	1,098		1,098
自己株式の処分			76	76		163	239		239
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								28	28
当期変動額合計	-	-	76	76	141	935	717	28	689
当期末残高	1,564	558	531	1,090	3,325	2,445	3,535	151	3,686

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金
 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等に償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～15年
工具、器具及び備品	2～15年
車両運搬具	6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が完了した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
繰延税金資産	17	4

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)繰延税金資産の回収可能性」に記載されているため、記載を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	496百万円	116百万円
短期金銭債務	4	40
長期金銭債務	65	83

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引の総額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引(収入分)	3,317百万円	2,233百万円
営業取引(支出分)	21	24
営業外取引	4	-

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
人件費		
役員報酬	209百万円	220百万円
賞与引当金繰入額	27	15
従業員給与	168	156
役員退職慰労引当金繰入額	6	7
退職給付費用	11	3
株式報酬費用	446	230
減価償却費	33	34
おおよその割合		
販売費	0%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び子会社出資金(貸借対照表計上額は子会社株式2,160百万円、子会社出資金369百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び子会社出資金の時価を記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式及び子会社出資金(貸借対照表計上額は子会社株式2,160百万円、子会社出資金469百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び子会社出資金の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	5百万円	8百万円
退職給付に係る負債	3	4
株式報酬費用	120	180
賞与引当金	8	5
関係会社株式評価損	1,335	1,335
繰越欠損金	407	425
その他	19	18
繰延税金資産小計	1,901	1,977
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	407	425
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,475	1,545
評価性引当額小計	1,883	1,970
繰延税金資産合計	17	7
繰延税金負債		
未収事業税	-	2
繰延税金負債合計	-	2
繰延税金資産(負債)の純額	17	4

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.8	48.0
株式報酬費用	1.1	0.8
所得税額等の繰戻しによる還付金額等	1.6	-
評価性引当額の増減	7.2	8.4
税率差変更による期末繰延税金資産の増額修正	2.1	0.6
その他	1.7	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.2	7.7

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	44	12	0	18	39	51
	工具、器具及び備品	18	2	0	6	14	32
	車両運搬具	-	6	-	0	6	0
	計	63	22	0	24	60	83
無形固定資産	ソフトウェア	-	0	-	0	0	0
	計	-	0	-	0	0	0

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	27	15	27	-	15
役員退職慰労引当金	18	7	-	-	26

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して公告する。 公告掲載URL https://www.tradershd.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第26期)(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月16日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第26期)(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月16日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第27期中)(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年4月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)に基づく臨時報告書であります。

2025年6月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2025年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2025年7月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)に基づく臨時報告書であります。

2025年11月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2025年6月26日 至 2025年6月30日) 2025年7月1日関東財務局長に提出

報告期間(自 2025年11月1日 至 2025年11月30日) 2025年12月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月15日

トレーダーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大兼 宏章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレーダーズホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレーダーズホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

トレーディング損益に関するIT統制及び企業が作成した情報の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結損益計算書に記載されているとおり、当連結会計年度のトレーディング損益は12,975百万円であり、連結損益計算書における営業収益の98.2%を占めている。</p> <p>トレーディング損益は、トレイダーズ証券株式会社が営む金融商品取引事業から発生する収益であり、顧客からの新規約定や決済注文、カウンターパーティーとの取引及び会計システムへのインターフェース等、主要なプロセスはITシステムに依存し、日々膨大な取引はITシステムによって処理されている。</p> <p>以上より、トレーディング損益が適切に連結財務諸表に反映されているかどうかを検討するために、関連するITシステムが適切に整備・運用していること、及び当システムに基づく企業が作成した情報の正確性及び網羅性が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、トレーディング損益の計上に係る自動化された内部統制の有効性を評価したうえで、企業が作成した情報の正確性及び網羅性を検証した。主として実施した監査手続は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国為替取引システムにかかるアクセス管理、システム変更 管理及び運用管理等のIT全般統制の有効性の検証 ・外国為替取引システムについて、本番環境と同様のデモ画面にて実際にトレードを行い、会計上の基礎となる取引データが網羅的且つ正確に出力されているか検証した。 ・顧客の実在性について、サンプル抽出した取引データを係る顧客情報を本人確認書類等と突合し架空顧客の有無を確認した。 ・外国為替取引システムにおけるトレーディング損益の計算にかかる自動化された業務処理統制の有効性を評価するため、顧客約定(決済)注文データ及びカウンターパーティーに対する約定(決済)注文データをサンプル抽出し、計算ロジックを基に正確に処理されているか再計算を行い、会計データとの整合性を検証した。 ・顧客及びカウンターパーティーの未実現損益について、計算ロジックを基に正確に処理されているか再計算を行い、会計データとの整合性を検証した。また、未実現損益の計算の基礎となる建玉残高について、カウンターパーティー分は確認手続を実施し、顧客分は証憑突合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トレーダーズホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、トレーダーズホールディングス株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

トレーダーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大兼 宏章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレーダーズホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレーダーズホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。